

第8回上尾市多文化共生推進計画策定委員会 および
第10回上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議 次第

日時 令和4年1月25日(火)

午前10時～11時00分

場所 オンライン会議

スケジュール

- | | | |
|---|-------------|-------------|
| (1) 開会 | 10:00 | 事務局
堀部課長 |
| (2) 会議の公開について | 10:00～10:05 | 事務局 |
| (3) 議事 | | 岡村委員長 |
| ① 前回の振り返り | 10:05～10:10 | 事務局 |
| ② 第2次上尾市多文化共生推進計画
(案)に対する市民コメントの結果に
ついて | 10:10～10:40 | |
| ③ その他 | 10:40～10:45 | |
| (4) 総評 | 10:45～10:50 | 岡村委員長 |
| (5) 今後の予定について | 11:50～11:00 | 事務局 |
| (6) 閉会 | 11:00 | 岡村委員長 |

上尾市多文化共生推進計画策定委員会委員

聖学院大学	教授	岡村 佳代
上尾市国際交流協会	会長	関本 正弘
上尾市自治会連合会	理事	栗田 尚
上尾市小学校校長会	中央小学校長	龍前 進
上尾市民生委員・児童委員協議会		八木 文子
介護付有料老人ホームらぼーる上尾		内山 昌樹
上尾市社会福祉協議会	事務局長	石川 孝之
上尾市勤労者福祉サービスセンター		萩原 聖彦
公募市民		入野 麻希
公募市民		甕 明子 カテリーナ

上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議委員

保険年金課	主事	新井 美里
健康増進課	保健師	渡邊 千春
子ども支援課	主事	金田 遼
保育課	主幹	須田 範子
指導課	副主幹	杉崎 亮
商工課	主任	荒井 怜央
危機管理防災課	主任	鈴木 康仁
上尾公民館	主任兼社会教育主事	安藤 千明

事務局

市民協働推進課	課長	堀部 弘幸
	主幹	金子 徹
	主事	平田 優子
	主事	渡部 晴香

第2次上尾市多文化共生推進計画（案）に対する市民コメント 意見の概要と市の考え方 一覧表

◎意見募集期間 令和3年12月1日（水）～令和3年12月27日（月）

◎応募意見状況 応募者数 3名 意見数6件

No.	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
1	25	基本目標1 基本方針1 取組No.3	市民税課や市民課など窓口メインの部署に通訳者の常駐化（例えば週1～週2程度）はできないか。	現段階では通訳者の常駐化は考えておりませんが、現在本市では電話通訳や翻訳機などを活用し対応しており、今後も、まずは同様の対応を継続してまいります。
2	28	基本目標1 基本方針2 取組No.20	「20 国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療の多言語等対応の充実」の内容について、「外国人市民の転入時に」と限定する必要はないのではないか。保険等の切り替え時などにも説明は必要と考える。	通常時も多言語等で対応しておりますが、タイミングとして転入時が最もニーズがあり効果的と考え特記しました。しかしながら、ご意見のとおりその他のタイミングもあることから、「外国人市民の転入時に」を削除いたします。
3	—	全体	「外国人市民」とあるが、本計画における「外国人市民」の説明が必要だと思う。	本計画においては、国籍が外国である人だけではなく、外国にルーツがある人も含めて「外国人市民」と表記しておりますので、その旨を計画に明記いたします。
4	—	全体	取組の順番には何か意味があるのか？特にないのであれば、新規・継続区分に記載されている「継続」「拡充」「新規」ごとに並べた方が見やすいのではないか。	順番に特段の意味はございませんので、「継続」「拡充」「新規」ごとに並び替えます。
5	—	全体	進捗管理をして、毎年度その結果を公表してほしい。	各取組ごとに毎年度進捗状況を把握し、その結果を市ホームページで公表してまいります。
6	—	全体	計画の周知のためには概要版も作成してほしいと思います。	概要版を作成し、公表してまいります。

※この他、上尾市市民コメント制度要綱に基づく市民(意見等を提出できる者)に該当しない方からご意見を賜りました。そのご意見については、各取組を推進する際の参考とさせていただきます。

市民コメント実施時における主な修正箇所一覧

No.	ページ	該当箇所		修正内容	備考
1	3	第2章	②国籍別外国人市民数の推移	国籍別外国人市民数 ⇒ 国籍別外国人市民の割合 に修正	表現の修正
2	4	第2章	③在留資格外国人市民の割合	・令和3（2021）年3月31日現在における国籍別上位5か国の外国人市民の在留資格割合… ・令和3年4月1日現在 ⇒ 令和3年3月31日現在 に修正	表現の修正
3	26	基本目標1 基本方針1	施策2・No.7	日本語ボランティアへの支援を強化し、資質の向上に ⇒ 日本語ボランティアへの支援を強化し、質の向上に に修正	表現の修正
4	28	基本目標1 基本方針2	指標	※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて開催を中止したため、現状値は平成31年度の参加者数としています。	追記
5	29	基本目標1 基本方針2	指標	※令和4（2022）年度から新規の取組のため数値はありません。 ⇒ ※令和4（2022）年度から新たにアンケートを実施するため、現状値はありません。	表現の修正
6	33	基本目標2 基本方針2	指標	指標「自治会の役員（班長以上）に外国人市民がいる自治会数」において、現状値10（平成31年度）・目標値15（令和7年度） ⇒ 現状値11（令和2年度）・目標値16（令和8年度） に修正	表現の修正
7	36	基本目標3 基本方針2	指標	※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて開催を中止したため、現状値は平成31年度の来場者数としています。	追記

1. 現計画

○上尾市多文化共生推進計画

計画期間 H24～R3の10年間 ※H28見直し

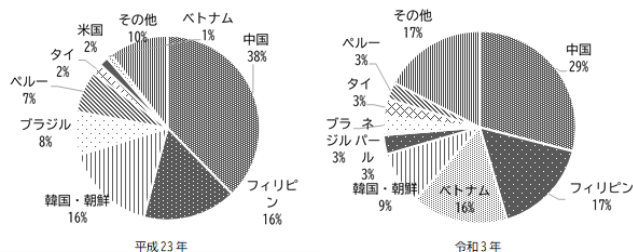
基本理念 「おもいやりの心でつなぐ人とひと」 約70の施策を実施

2. 社会情勢の変化

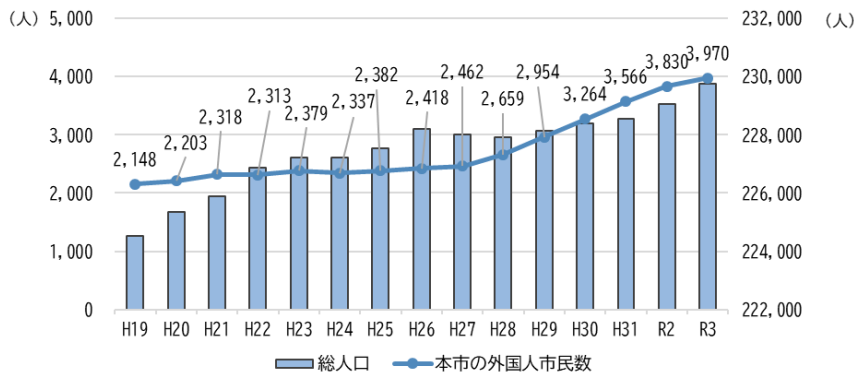
外国人の増加・ 多国籍化

外国人の大幅な増加と
多国籍化

本市のR3外国人市民は、3,970人
5年前の約1.5倍



国籍別外国人市民の割合 (各年4月1日時点) (出典) 上尾市住民基本台帳



外国人市民数の推移 (各年4月1日時点) (出典) 上尾市住民基本台帳

気象災害の激甚化等

台風や豪雨、地震等の
頻発化・激甚化

台風や豪雨が頻発。気候変動に伴い、
今後もさらに増加する恐れ
首都直下型地震発生の可能性

多様性・包摂性のある 社会の実現

SDGs を踏まえた施策
の推進



「誰ひとり取り残さない」包摂性は
SDGs の基本理念

デジタル化の進展

AIなど急速に進むデジ
タル化

AIなど新たな技術革新
スマートフォンを活用した様々なサー
ビスの提供

新たな在留資格の創設

人手不足解消に向けた
「特定技能」の創設

介護など人手不足が深刻化している分
野において「特定技能」での受入れが
可能

計画の見直し

第2次上尾市多文化共生推進計画

3. 第2次計画の体系

基本理念

- ★コミュニケーション支援、生活支援、意識啓発等を引き続き実施
- ★各施策の実施にあたりICTを積極的に活用
- ★頻発化・激甚化する気象災害を踏まえ「災害への備え」を項目立て
- ★外国人市民を支援する施策だけではなく、担い手として活躍できるような施策も実施

互いを尊重し、ともに支え未来を描く多文化共生のまちづくり

基本目標

安心して暮らせるまち

コミュニケーション支援

- 生活に必要な情報の多言語化
- 日本語学習の機会提供
- 相談体制の充実

生活支援

- 子どもが安心して教育を受ける環境整備
- 医療・保険・子育てにかかる環境整備
- 日常生活にかかる環境整備

災害への備え

- 災害時等における情報伝達手段・支援体制の整備
- 防災意識の啓発

活躍できるまち

地域経済の担い手

- 事業者への支援の充実
- 就労支援の充実

地域コミュニティの担い手

- 地域の担い手である外国人市民の活躍の促進

多文化共生の担い手

- 多文化共生の担い手への支援と養成

助け合い、発展するまち

意識啓発

- 多文化共生についての意識啓発

交流の促進

- 交流機会の提供

地域活性化の促進

- 外国人による本市のPR

第2次上尾市多文化共生推進計画 (素案)

令和 年 月

上 尾 市

はじめに

本市は、平成 24 年度に「上尾市多文化共生推進計画」を策定し、外国人市民を地域でともに暮らしていく住民の一員として意識し、地域づくりに参画できる仕組みづくりに取り組んでまいりました。

これまで外国人市民向け相談窓口の土曜開設や、本市に転入した際にお渡しする「ウェルカムフォルダー」の各種資料の多言語化、市民により構成される通訳・翻訳ボランティアの結成・運用の開始等をはじめ、地域でともに生きる外国人市民の生活環境の整備を進めてきたところでございます。

現在の本市の人口の約 23 万人のうち、外国人市民は約 4,000 人であり、年々増加の傾向にあります。今後も増加の見込みがあることから、外国人市民に対する生活・福祉・医療情報等の各種サービスの重要性・必要性についても高まっていくものと認識しております。

また、国において平成 31 (2019) 年 4 月に施行された「改正出入国管理法」により、今後は外国人労働者の受入に伴う外国人市民の増加が見込まれますことから、少子高齢化・人口減少という大きな課題を抱える中、外国人市民と連携・協働し、持続可能な地域づくりを進める必要があります。日本人市民・外国人市民の相互理解のもと、国籍や人種、文化、価値観の違いを互いに尊重し、ともに安心して生活できるよう、多文化共生社会の実現に向けた取組がこれまで以上に求められます。

このような状況や、令和 2 年に実施した「外国人市民アンケート」の結果を踏まえ、本市では、このたび令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 2 次上尾市多文化共生推進計画」を策定しました。

市では、本計画の理念である「互いを尊重し、ともに支え未来を描く多文化共生のまちづくり」をスローガンに、「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現に向け、市民の皆さまや事業者等関係者の皆さまと連携、協力しながら、多文化共生の一層の推進を図ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たりまして貴重なご提言をいただきました上尾市多文化共生推進計画策定委員の皆さまをはじめ、外国人市民・日本人市民アンケートにご協力いただき、また、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。



令和 4 年 3 月



上尾市長 富士 稔

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
第2章 本市の多文化共生の現状	2
1 統計データ	2
2 外国人市民アンケート調査結果	7
3 日本人市民アンケート調査結果	16
4 前回計画の取組成果	20
第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 基本目標	22
3 SDGs との関連性	23
4 計画の体系	24
第4章 各施策と取組内容	25
基本目標1 安心して暮らせるまち	25
基本方針1 コミュニケーション支援	25
基本方針2 生活支援	27
基本方針3 災害への備え	30
基本目標2 活躍できるまち	32
基本方針1 地域経済の担い手	32
基本方針2 地域コミュニティの担い手	33
基本方針3 多文化共生の担い手	34
基本目標3 助け合い、発展するまち	35
基本方針1 意識啓発	35
基本方針2 交流の促進	36
基本方針3 地域活性化の推進	37
第5章 計画の推進	38
1 推進体制	38
2 計画の進捗管理	38
関連資料 39	
上尾市多文化共生推進計画策定委員会条例	39
上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議設置規程	41
計画策定の経過	43
上尾市多文化共生推進計画策定委員名簿	44
上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議委員名簿	45
用語解説	46

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国においては、平成17(2005)年に外国人登録者数が初めて200万人に到達し、以降も増加傾向にあることを踏まえ、多文化共生の地域づくりを進めるため、様々な対策を講じてきたところです。平成18(2006)年には、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

その後、多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、平成30(2018)年に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、外国人の受入れと共生社会づくりに取り組み、令和2(2020)年には「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しました。

一方、本市におきましては、平成24(2012)年に「上尾市多文化共生推進計画」を策定し、様々な施策を実施してきました。当時は、リーマンショックや東日本大震災の影響等もあり、外国人市民数は横ばいでしたが、平成25(2013)年からは増加に転じています。国籍別の状況では、ベトナムやネパールが増加するなど多国籍化が進んでおり、また、在留資格も多様化するなど、本市を取り巻く状況も大きく変化しています。

そこで、すべての外国人市民が安心して生活できるよう、また、地域社会の一員としてその能力を惜しみなく発揮できるよう、国の動向も踏まえ、「第2次上尾市多文化共生推進計画」を策定しました。

▶外国人市民とは？

計画の策定に当たり、国籍が外国である人だけではなく、例えば帰国子女など、国籍は日本であっても、外国の言葉や文化、生活習慣に馴染みがあるなど、外国にルーツがある人も含めて「外国人市民」と表記します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第6次上尾市総合計画」を推進するための関連計画とし、多文化共生社会の実現に向けて本市が部局横断的に取り組むべき施策の方向性を示すものです。

3 計画期間

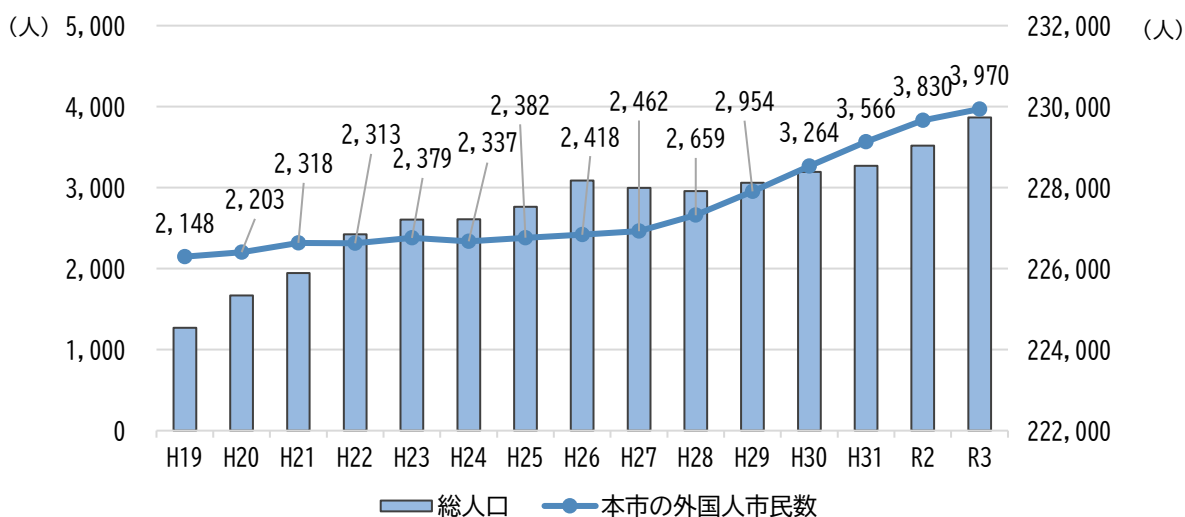
本計画の計画期間は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。計画期間中に、国際社会の動向や、国における多文化共生に係る方針等、多文化共生を取り巻く状況に変化があった場合や、計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

第2章 本市の多文化共生の現状

1 統計データ

①外国人市民数の推移（本市人口に占める割合）

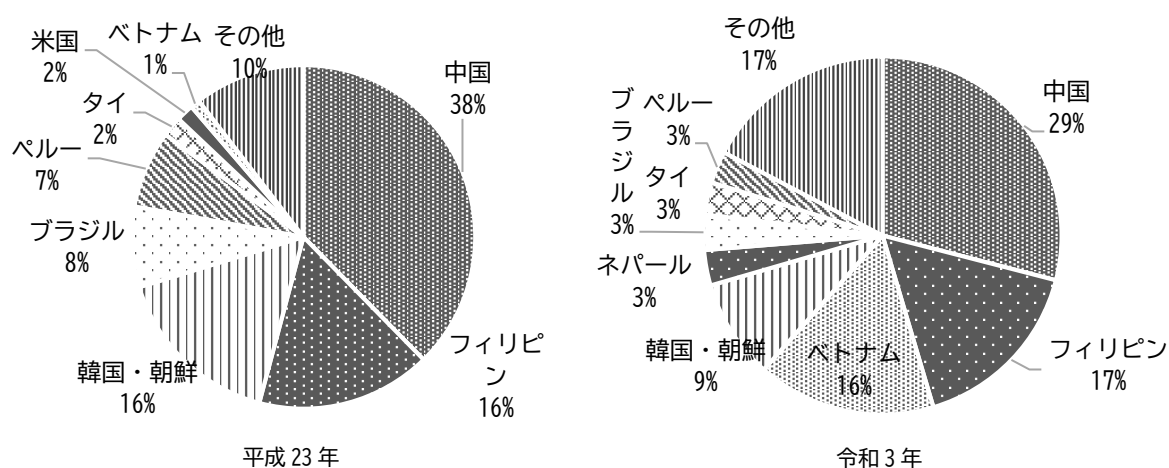
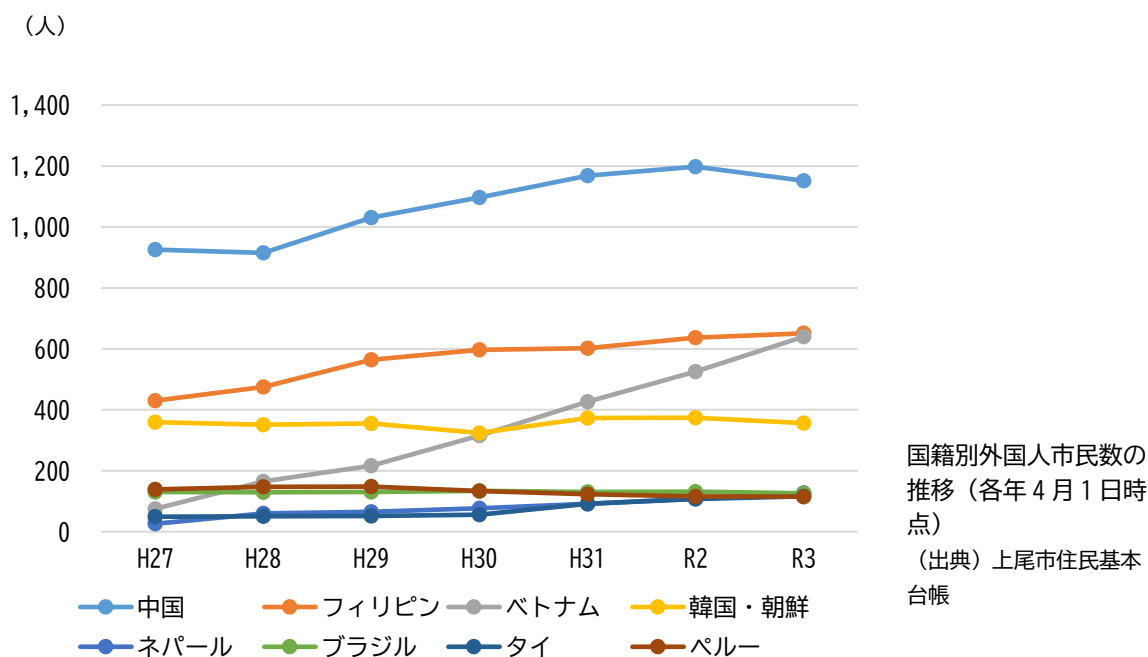
本市に住む外国人市民数の推移をみると、平成20（2008）年のリーマンショック及び平成23（2011）年の東日本大震災の影響を受け、平成21（2009）年から平成24（2012）年頃まではほぼ横ばいでしたが、平成25（2013）年頃から増加の傾向が見られます。令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の流行により、全国的には在留外国人数は減少の傾向が見られましたが、本市では増加の傾向が続いています。また、平成31（2019）年4月に新たな在留資格「特定技能」が盛り込まれた「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の施行により、今後外国人市民のさらなる増加が見込まれます。



外国人市民数の推移（各年4月1日時点） （出典）上尾市住民基本台帳

②国籍別外国人市民数の推移

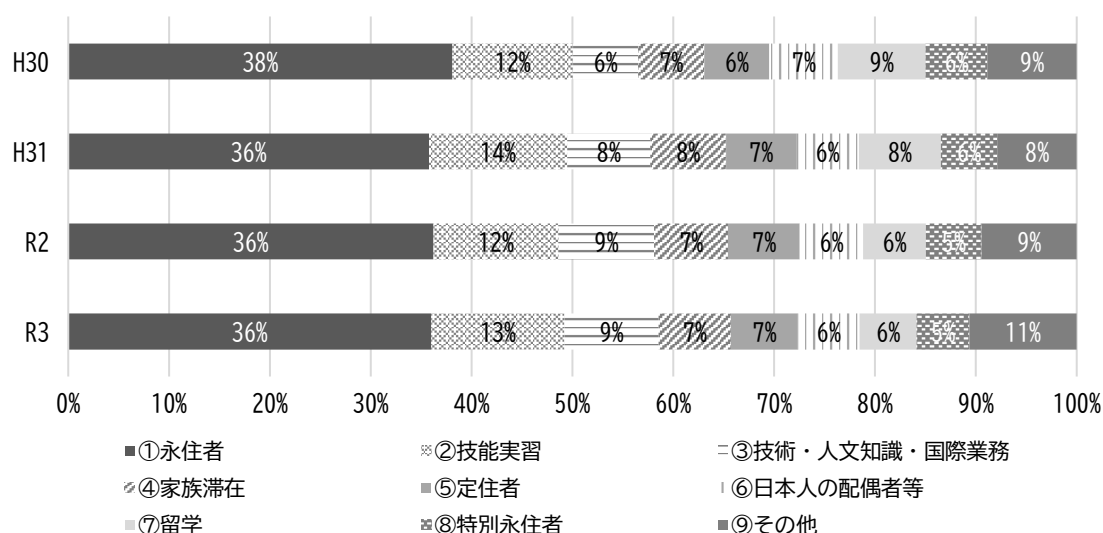
国籍別の外国人市民数の推移では、韓国・朝鮮やブラジル、ペルーがほぼ横ばいであり、中国、ベトナム、タイ、ネパールが増加傾向にあります。ベトナムはフィリピンに続いて市内で3番目に多い国籍となっています。またネパールは14人であった平成23（2011）年と比較して、令和3（2021）年には127人と約9倍に増加しています。国籍の数も平成23（2011）年の51から令和3（2021）年には65を超えるなど、出身国・地域の多様化が進んでいます。



国籍別外国人市民の割合 (各年4月1日時点) (出典) 上尾市住民基本台帳

③在留資格別外国人市民の割合

令和3（2021）年4月1日現在の外国人市民の在留資格の内訳は、「永住者」が36%と最も高く、次いで平成22（2010）年から制度化された「技能実習」が13%、「技術・人文知識・国際業務」が9%、「家族滞在」と「定住者」が7%となっています。これまでの推移から「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が増加する一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による入国規制の影響を受けた「留学」の割合が減少していることが分かります。



在留資格別外国人市民の割合（各年4月1日時点）（出典）上尾市住民基本台帳

さらに、令和3（2021）年3月31日現在における国籍別上位5か国の在留資格別割合を見ると、1位の中国と2位のフィリピンは永住者が最も多く、長く本市に在住し続ける可能性が高いと考えられます。一方で3位のベトナムは技能実習や留学が多く、永住者が約4%に留まるのが特徴です。

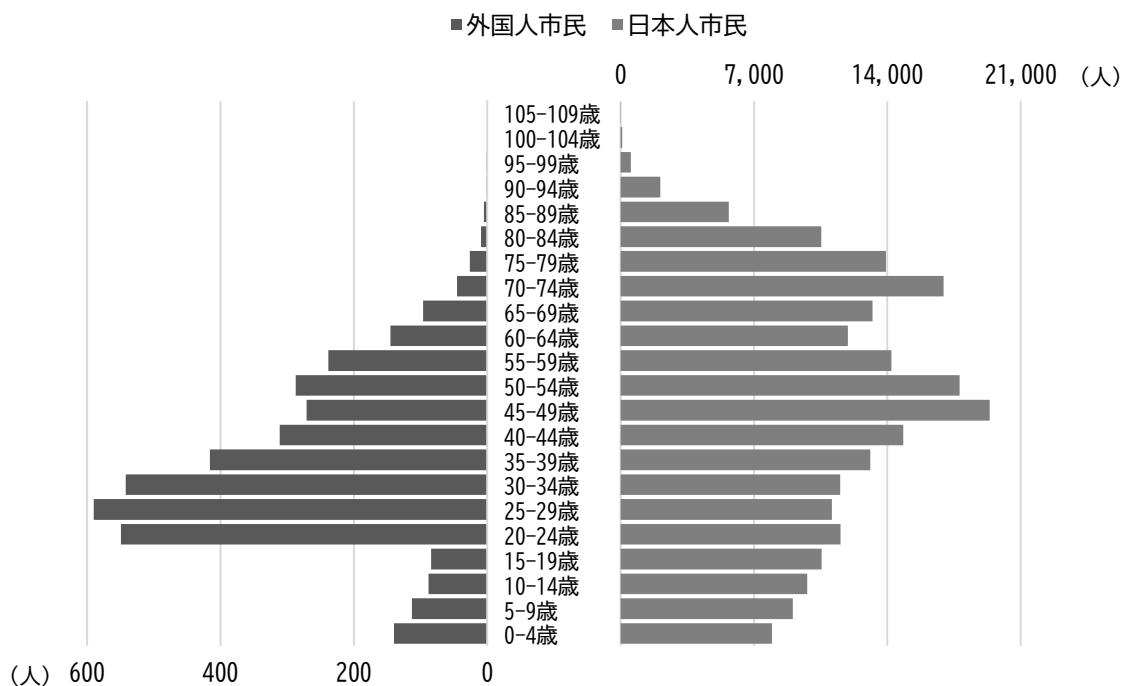
在留資格別外国人市民数

(令和3年3月31日現在、上尾市住民基本台帳)

在留資格	合計 (人)	比率	国籍別内訳 (上位3か国と人数)	在留資格の説明
永住者	1,425	36%	中国 589 フィリピン 332 韓国 87	法務大臣から永住の許可を受けた者 (入管特例法の「特別永住者」を除く)
技能実習	522	13%	ベトナム 244 タイ 61 インドネシア 60	技能実習法上の認定を受けた各技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動
技能・人文知識・国際業務	369	9%	中国 105 ベトナム 68 ネパール 27 モンゴル 27	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動
家族滞在	284	7%	中国 110 ネパール 47 ベトナム 43	在留外国人が扶養する配偶者・子
定住者	263	7%	フィリピン 127 中国 47 ペルー 27	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者
日本人の配偶者等	242	6%	中国 61 フィリピン 37 韓国 24	日本人の配偶者・子・特別養子
留学	224	6%	ベトナム 135 中国 42 モンゴル 26	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒
特別永住者	207	5%	韓国 178 朝鮮 28 中国 1	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」によって定められた永住者
特定活動	167	4%	ベトナム 84 中国 41 モンゴル 14	(法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動) 外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等
永住者の配偶者等	79	2%	中国 41 フィリピン 21 コロンビア 3 ペルー 3	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
その他	175	4%	中国 68 ネパール 19 フィリピン 19	経営・管理、医療、教育等
総合計	3,957	100%	※図表の割合(%)は端数処理の関係上(四捨五入)、合計が100%になりません。	

④年齢別人口の状況

外国人市民と日本人市民の年齢別人口を比較すると、日本人市民は45-49歳が最も多く、50-54歳、70-74歳と40代後半以降の年代が多いことが分かります。外国人市民は25-29歳が最も多く、次いで20-24歳、30-34歳と続き、20歳から49歳までで全外国人市民人口の67.7%を占めています。また65歳以上の人口比率を比べると、日本人市民が27.9%なのに対して外国人市民は4.6%と低く、働き世代の若年層中心の年齢構成となっています。

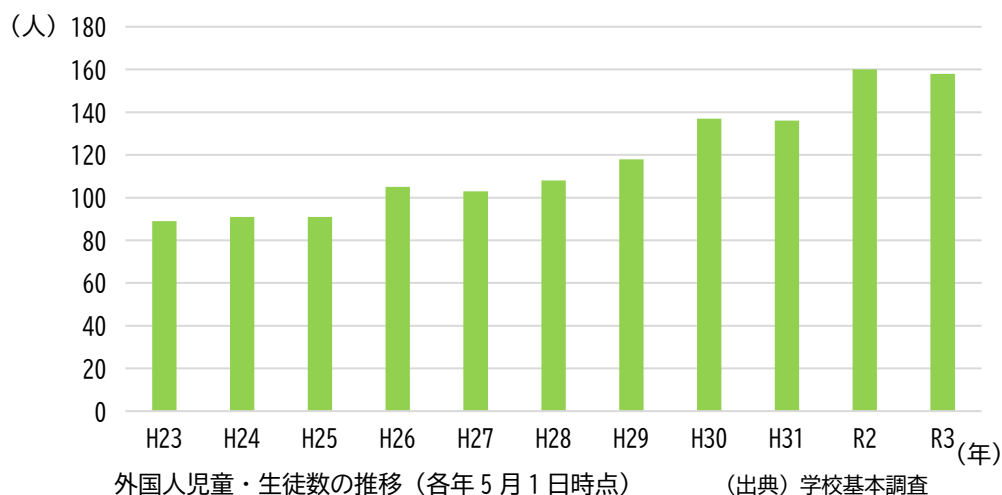


年齢別人口の状況（令和3年4月1日現在）

（出典）上尾市住民基本台帳

⑤外国人児童・生徒数の状況

本市の小・中学校に在籍する外国人児童・生徒数は令和3（2021）年5月1日現在で158人おり、平成23（2011）年から10年間で69人増加しています。



外国人児童・生徒数の推移（各年5月1日時点）

（出典）学校基本調査

2 外国人市民アンケート調査結果

1 目的

外国人市民の意識や実態を総合的に把握し、令和3(2021)年度に予定されている第2次上尾市多文化共生推進計画策定の基礎資料とする。

2 調査期間

令和2(2020)年12月10日(木)から令和3(2021)年1月27日(水)

3 調査対象者

市内に居住する満18歳以上の外国籍の男女(住民基本台帳から無作為抽出)

4 調査方法

郵送配布、郵送回収

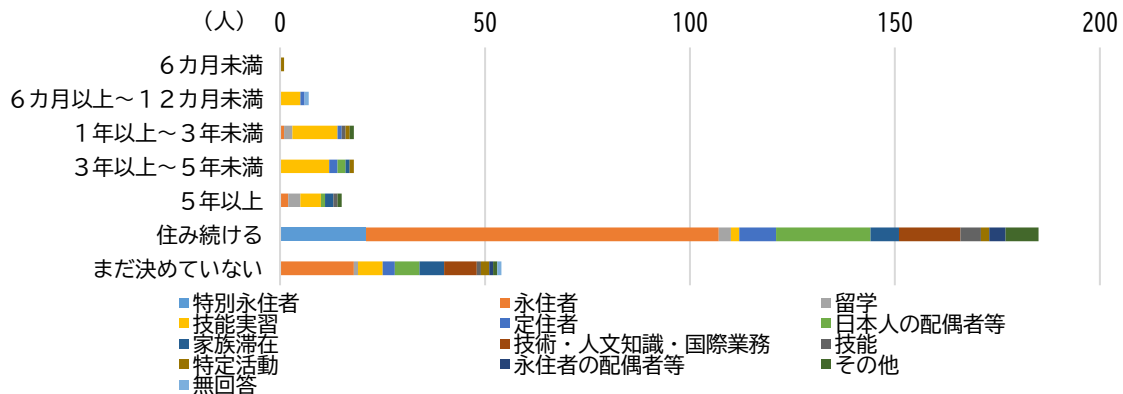
5 配布数及び回収数

対象者	配布数	有効回収数	回収率	対応言語
外国人	1,000件	300件	30%	日本語、日本語・英語併記、中国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語

6 主な回答結果

1 今後の在留予定

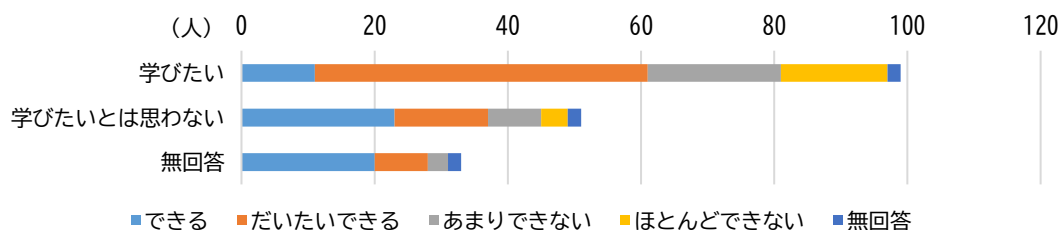
「5年まで」という期限付きの回答をした人は全体の15%に留まり、一方で「5年以上」「住み続ける」「まだ決めていない」と回答した人が85%にのびりました。技術・人文知識・国際業務、技能、留学など期限付きの在留資格を現在持っている人でも「住み続ける」と回答した人が見られ、技術・人文知識・国際業務の65%、技能の63%、留学の33%の人が日本に住み続けると答えました。現在持っている在留資格から別の資格に切り替えて日本で暮らすことを予定している人がいることを示しています。



在留資格別 今後の在留予定

2 日本語学習への意欲

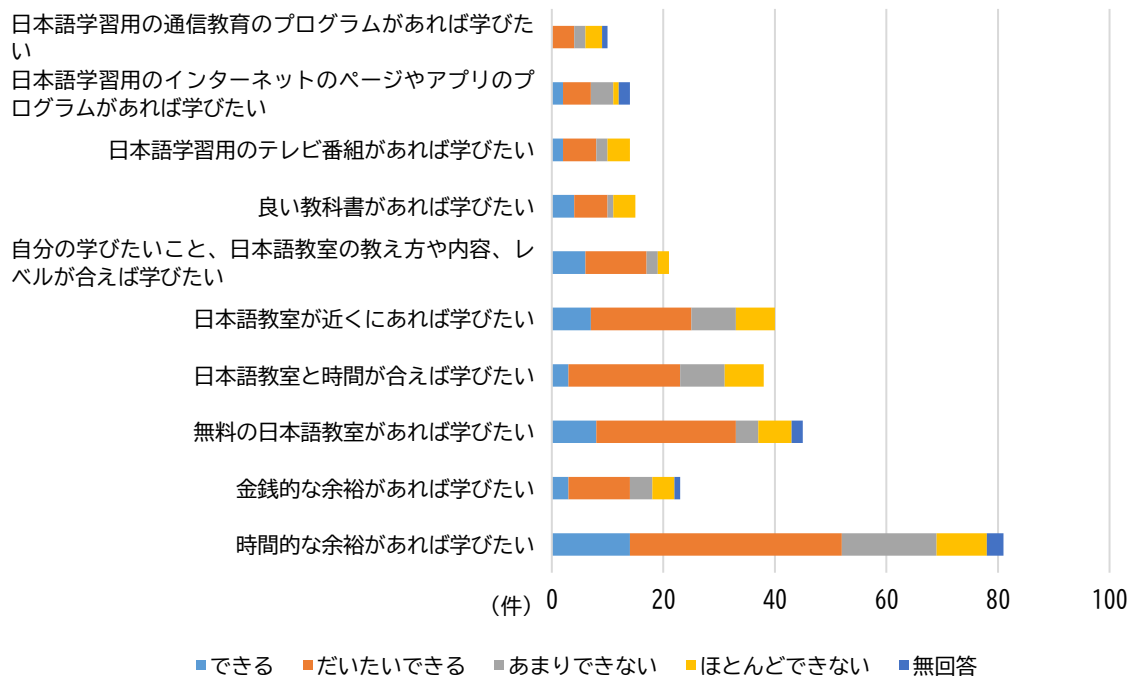
現在日本語を学んでいない人の54%が「日本語を学びたい」と回答しています。特に、日本語がほとんどできない人の80%が「学びたい」と回答しました。



日本語能力別 日本語学習への意欲

3 日本語学習機会への希望

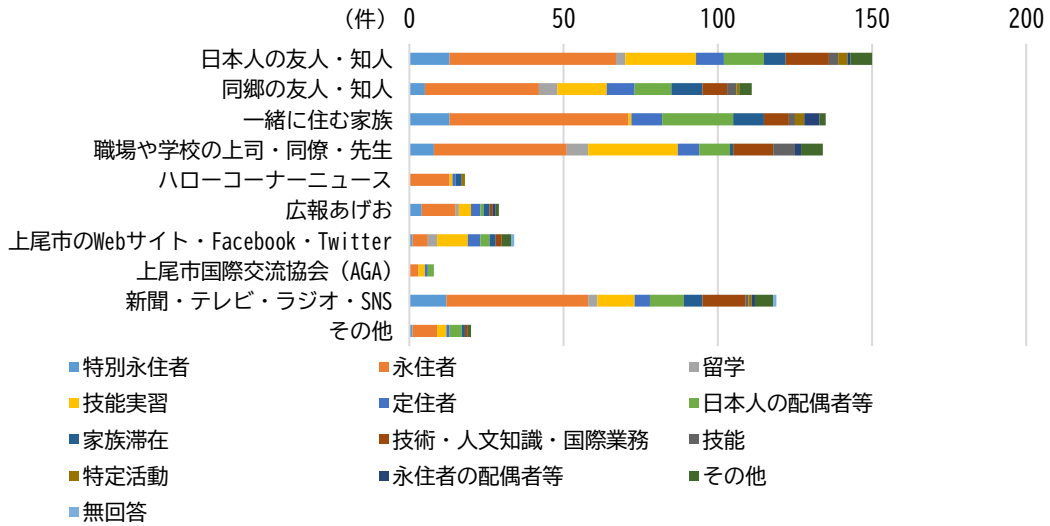
今日本語を学んでいない人を対象に、どのような環境があれば日本語を学びたいかたずねたところ、日本語がほとんどできない人・あまりできない人も、「時間的な余裕があれば」「無料の日本語教室があれば」「日本語教室と時間があえば」「日本語教室が近くにあれば」日本語を学びたいと感じていることが分かりました。



日本語能力別 日本語学習機会への希望

4 日常生活に必要な情報の入手先

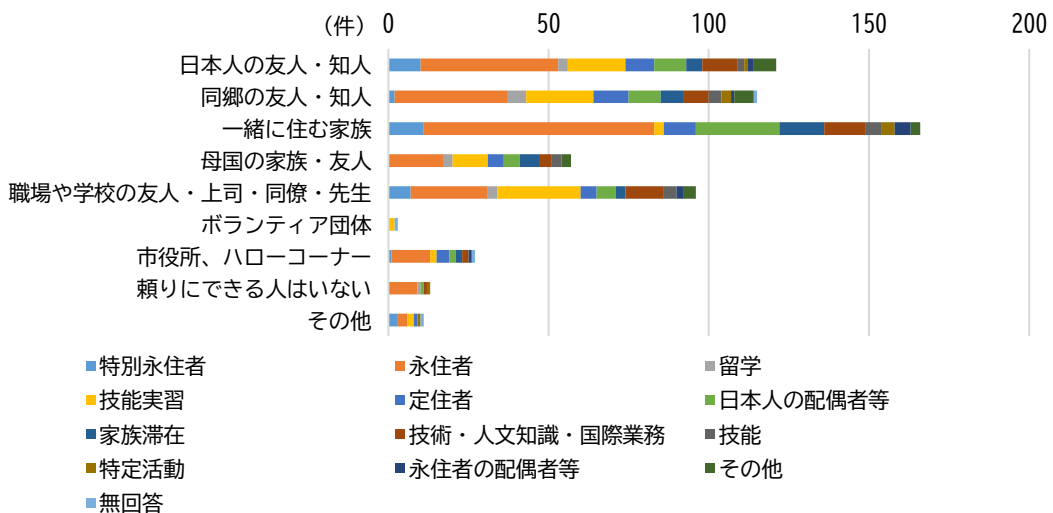
生活に必要な情報は「日本人の友人・知人」から入手している人が最も多く、次いで「一緒に住む家族」「職場や学校の上司・同僚・先生」「新聞・テレビ・ラジオ・SNS」となりました。



在留資格別 日常生活に必要な情報の入手先

5 日常生活で困ったときに頼りにする人

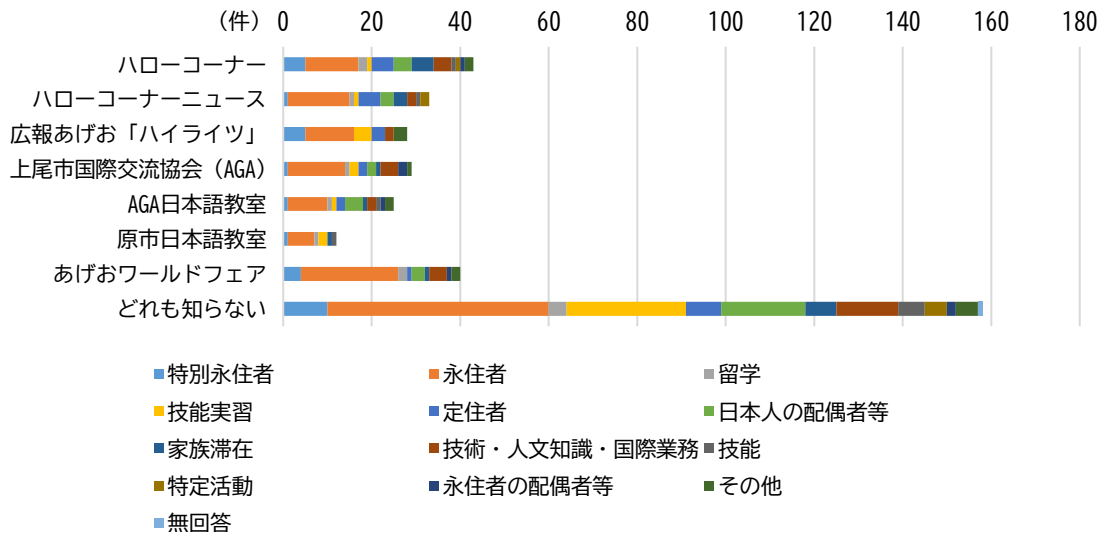
日常生活で困ったときに頼りにする人について、最も多いのは「一緒に住む家族」です。家族を帯同していない技能実習の在留資格を持つ人は「職場や学校の友人・上司・同僚・先生」との回答が最多となりました。定住者は「一緒に住む家族」に並んで「同郷の友人・知人」を頼りにするという回答が最も多いです。



在留資格別 日常生活で困ったときに頼りにする人

6 外国人市民向けのサービスで知っているもの

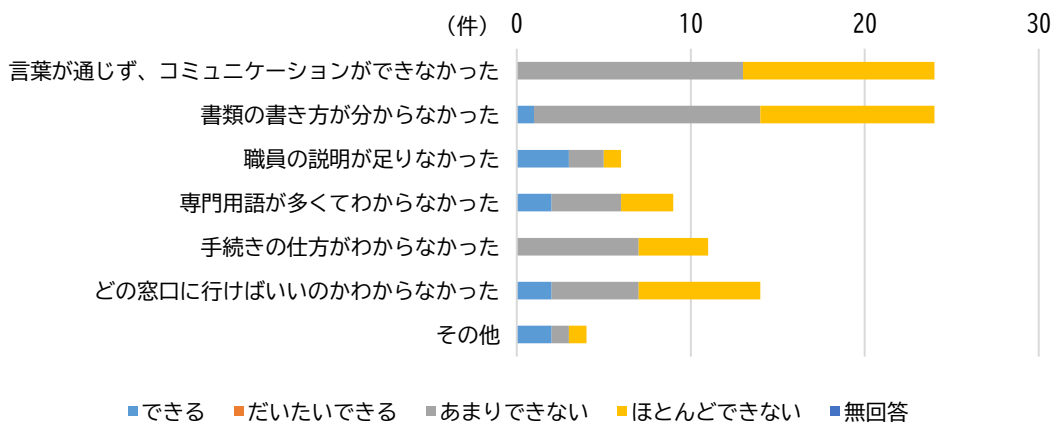
本市では外国人市民向けの情報提供として、ハローコーナーの開設やハローコーナーニュースの作成・周知、広報誌でのハイライツ掲載などを行っていますが、アンケートでは「どれも知らない」との回答が最も多くなりました。



在留資格別 外国人向けのサービスで知っているもの

7 行政窓口で困った理由

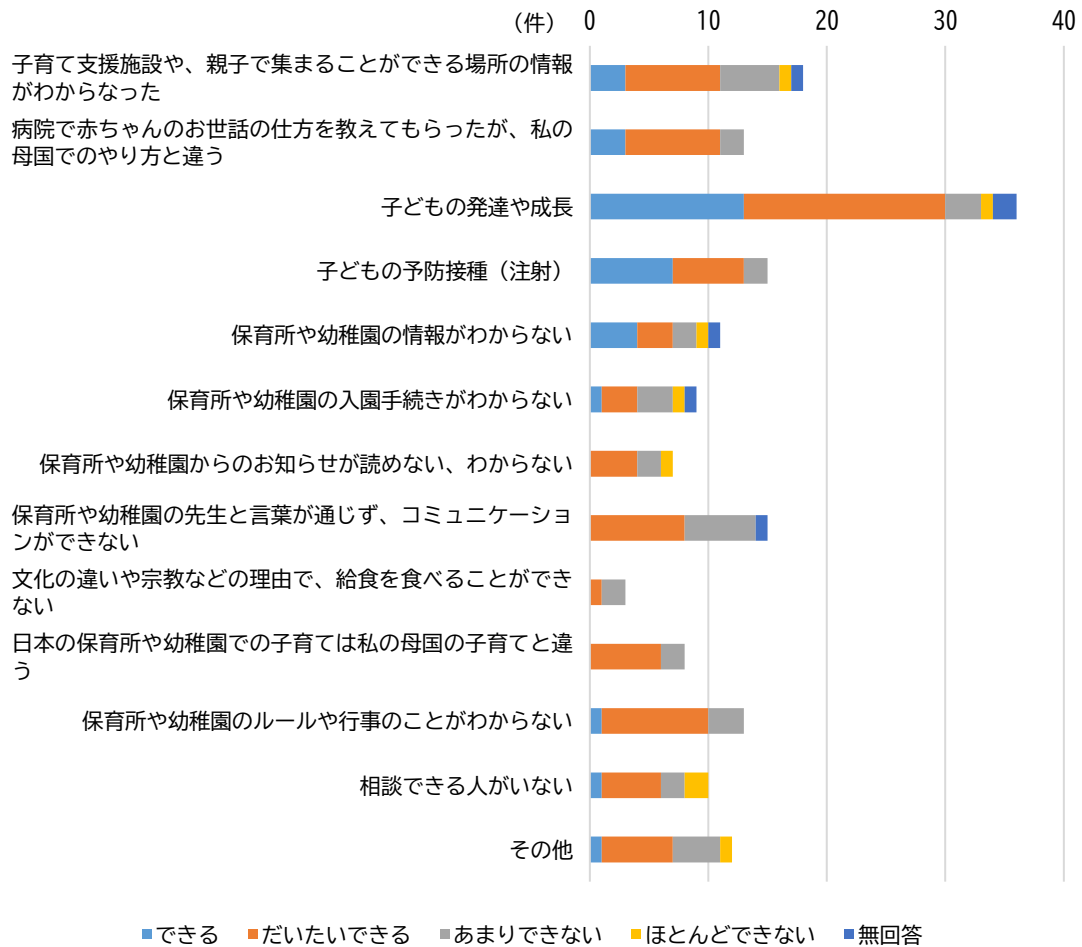
日本語能力が高くても窓口で困った経験がある人はその理由を「職員の説明が足りなかった」「専門用語が多くてわからなかった」と回答しています。日本語能力が低い人は「言葉が通じずコミュニケーションできなかった」「書類の書き方がわからなかった」をその理由に挙げる人が多い結果となりました。



日本語能力別 行政窓口で困った理由

8 子育てのことで心配したり、困ったこと

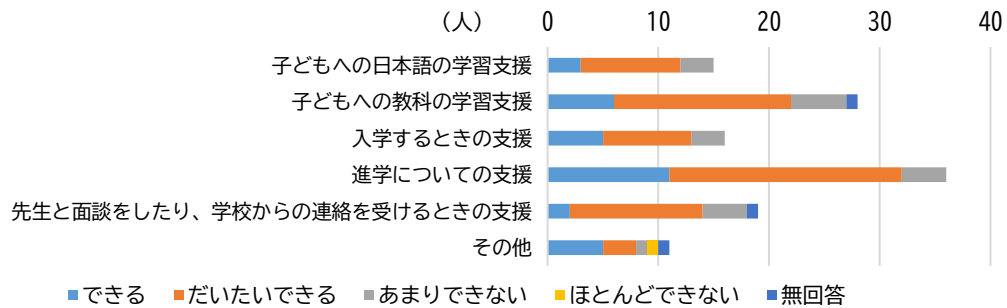
子育てにおいて、日本語がほとんどできない人が困った理由は「子どもの発達や成長」「子育て支援施設や、親子で集まることができる場所の情報がわからなかった」「保育所や幼稚園の情報がわからない」「保育所や幼稚園の入園手続きがわからない」「保育所や幼稚園からのお知らせが読めない、わからない」が多く見られます。日本語ができる人が困った理由は「子どもの予防接種（注射）」「保育所や幼稚園の情報がわからない」が多い結果となりました。



日本語能力別 子育てのことで心配したり、困ったこと

9 教育における必要な支援

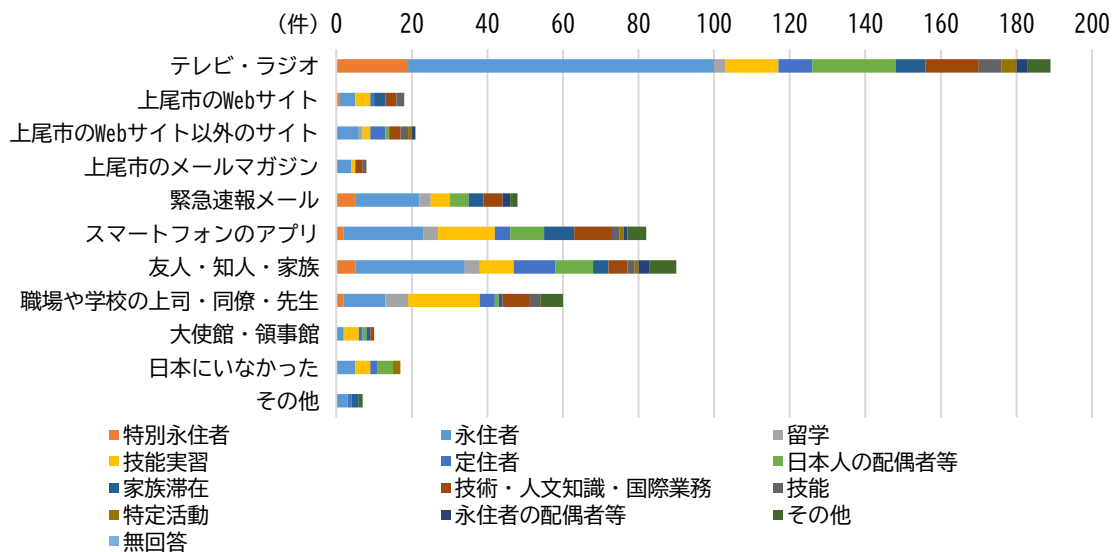
教育における必要な支援については「進学についての支援」が最も多く、保護者の日本語能力に関わらず必要とされていることが分かります。日本語がほとんどできない保護者は「子どもへの教科の学習支援」に次いで「子どもへの日本語の学習支援」「入学するときの支援」「先生と面談をしたり、学校から連絡をもらう時の支援」を求める回答が続きました。



日本語能力別 教育における必要な支援

10 2019年の台風19号の情報の入手方法

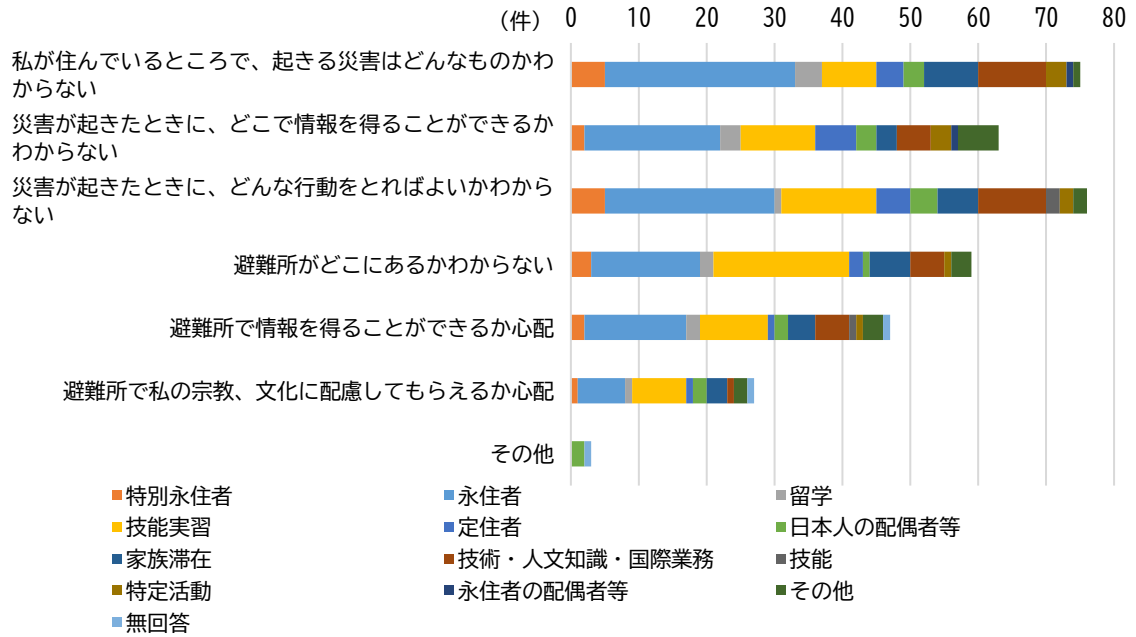
平成31(2019)年10月に発生した台風19号では、大雨による河川の氾濫や土砂災害などが広範囲で発生し、住宅やライフラインに大きな被害が生じました。本市でも浸水被害が起こるなど、多くの市民にとって防災意識を見直す機会となりました。台風19号発生時における外国人市民の情報入手先としては「テレビ・ラジオ」が最も多くなりました。技能実習や留学の在留資格を持つ人は「職場や学校の上司・同僚・先生」から、定住者は「友人・知人・家族」からが最多となりました。



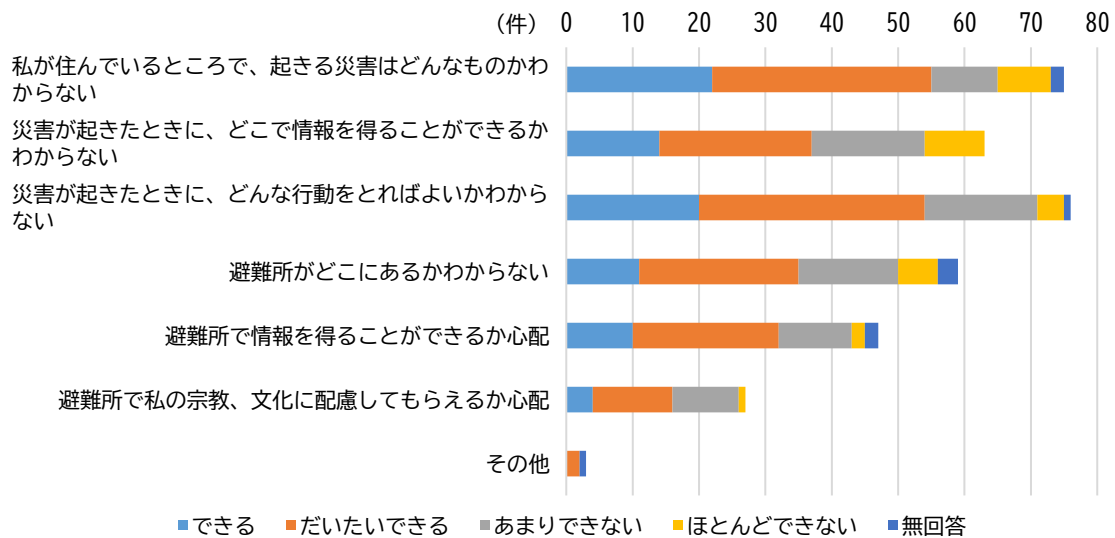
在留資格別 2019年の台風19号の情報の入手方法

11 災害・防災についての心配、困りごと

在留資格や日本語能力に関わらず災害・防災について心配ごとがあると示されています。また「災害が起きたときに、どんな行動をとればよいかわからない」「私が住んでいるところで、起きる災害はどんなものかわからない」など、避難所などに関する心配より、そもそも災害として何が起きるのか、災害時にどう行動すればよいか分からない人が多いとの結果となりました。



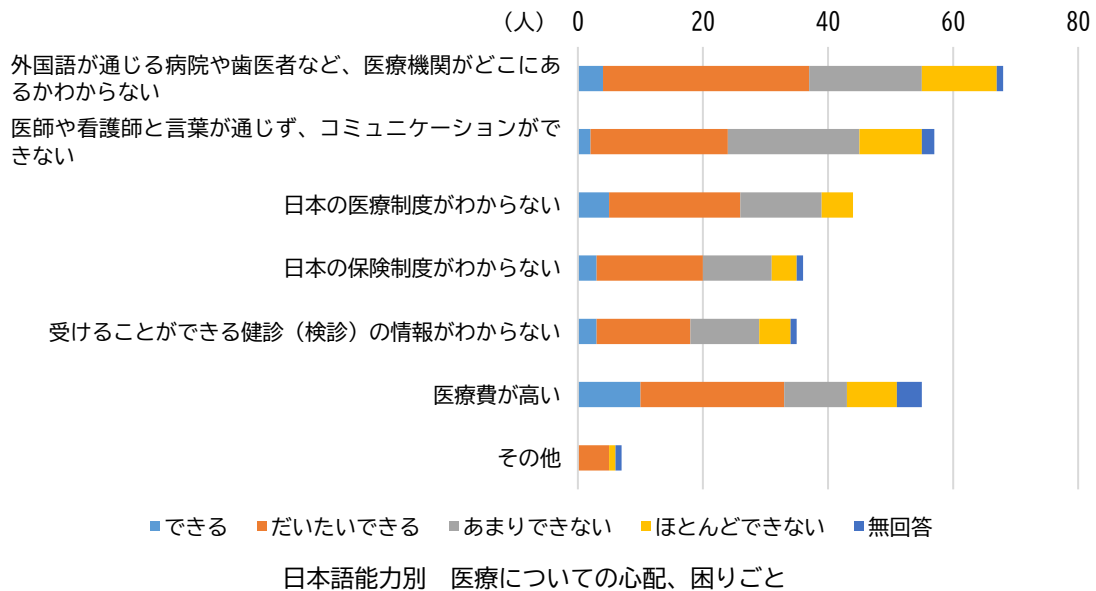
在留資格別 災害・防災についての心配、困りごと



日本語能力別 災害・防災についての心配、困りごと

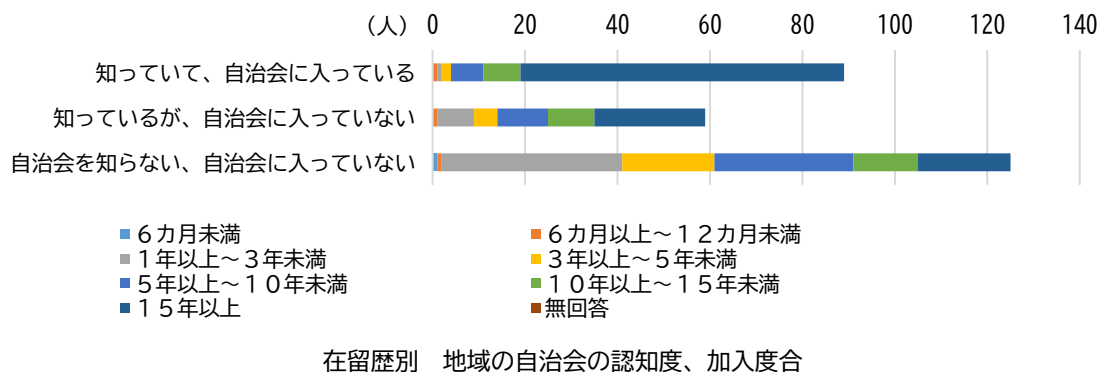
12 医療についての心配、困りごと

日本語能力が低いほど外国語が通じる医療機関を知らないことや、医師や看護師とコミュニケーションできないことが心配という結果になりました。日常会話ができるだけの日本語能力がある人でも医療については言葉の不安を持っていることが分かります。



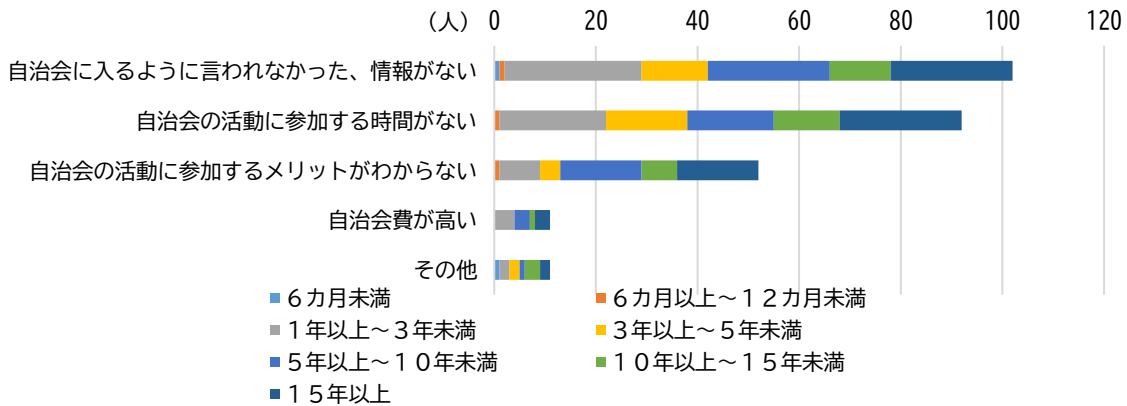
13 地域の自治会の認知度、加入度合

日本に15年以上住んでいる人は「知っていて、自治会に入っている」との回答が最も多くなりました。一方で在留歴が15年以下の人は「自治会を知らない、自治会に入っていない」という回答が最多と、在留歴の長さによって差が生じています。



14 自治会に加入していない理由

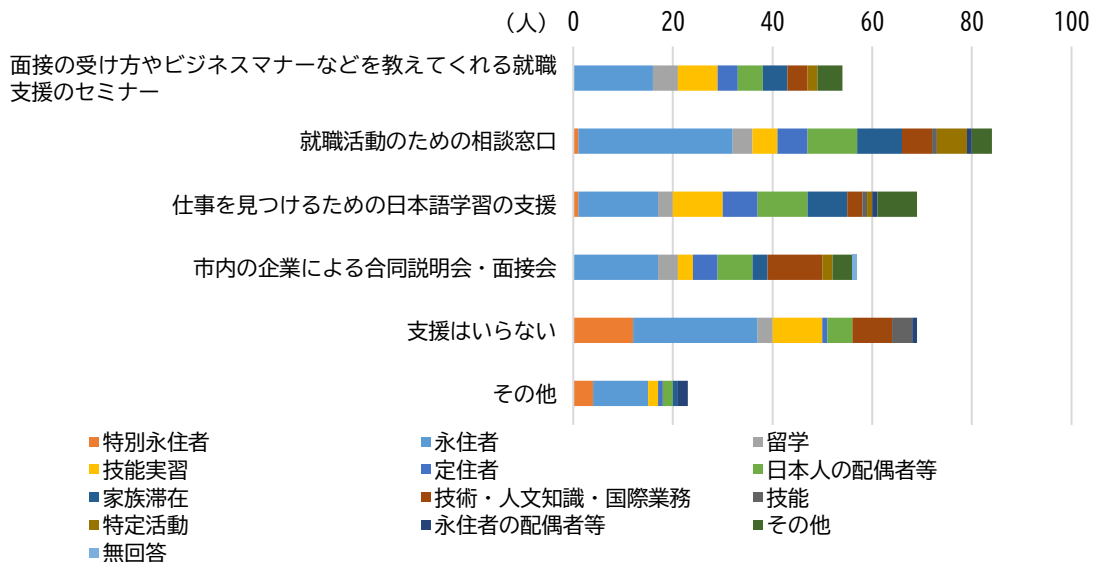
自治会に加入していない理由においては「自治会に入るように言われなかった、情報がない」が最も多く、外国人市民に自治会について伝える機会が少ないことが想像されます。



在留歴別 自治会に加入していない理由

15 就労について市から欲しい支援

永住者・家族滞在・特定活動の在留資格の方が最も多く選択したのは「就職活動のための相談窓口」であり、定住者・技能実習・家族滞在の在留資格の方は「仕事を見つけるための日本語学習の支援」を最も多く選択しています。



在留資格別 就労について市から欲しい支援

3 日本人市民アンケート調査結果

1 目的

外国人市民との共生について日本人市民の意識を把握し、令和3(2021)年度に予定されている第2次上尾市多文化共生推進計画策定の基礎資料とする。

2 調査期間

令和2(2020)年12月10日(木)から令和3(2021)年1月10日(日)

3 調査方法

自由回答(Webアンケート、市役所、東・西保健センターに紙アンケートを設置)

4 配布数及び回収数

対象者	配布数	回答数	回収率	対応言語
日本人	Webのため 配布数なし	44件	100%	日本語

5 主な回答結果

1 上尾市に暮らす外国人が増えることへの感覚

本市に暮らす外国人市民が増えることについて「好ましい」「どちらかといえば好ましい」という回答が全体の52%を占めました。「あまり好ましくない」は11%、「好ましくない」は20%、「分からない」は16%の方が回答しています。「好ましい」「どちらかといえば好ましい」と回答した人は「国際理解が進むから」「様々な文化に触れることができるから」「人手不足の解消になるから」を理由としています。一方で「あまり好ましくない」「好ましくない」と回答した人は「治安が悪くなるから」「文化や習慣の相互理解が難しいから」「外国人に対して良いイメージを持っていないから」を理由に挙げています。

選択肢	回答数
様々な文化に触れることができるから	21
国際理解が進むから	22
人手不足の解消になるから	11
海外とつながることで地域の発展が期待できるから	11
納税者が増え、住民一人当たりの社会的負担が減るから	9
その他	2

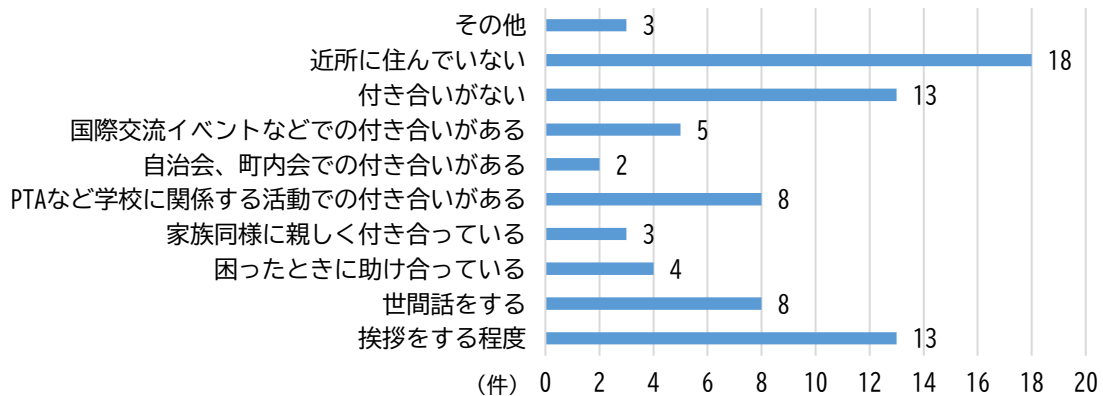
「好ましい」「どちらかといえば好ましい」と答えた理由

選択肢	回答数
言葉が通じないから	3
文化や習慣の相互理解が難しいから	9
治安が悪くなるから	12
外国人向けの施策やインフラ整備などで社会的負担が増えるから	4
外国人に対して良いイメージを持っていないから	5
日本人の就労機会が減るから	3
その他	3

「あまり好ましくない」「好ましくない」と答えた理由

2 近所の外国人とのお付き合い

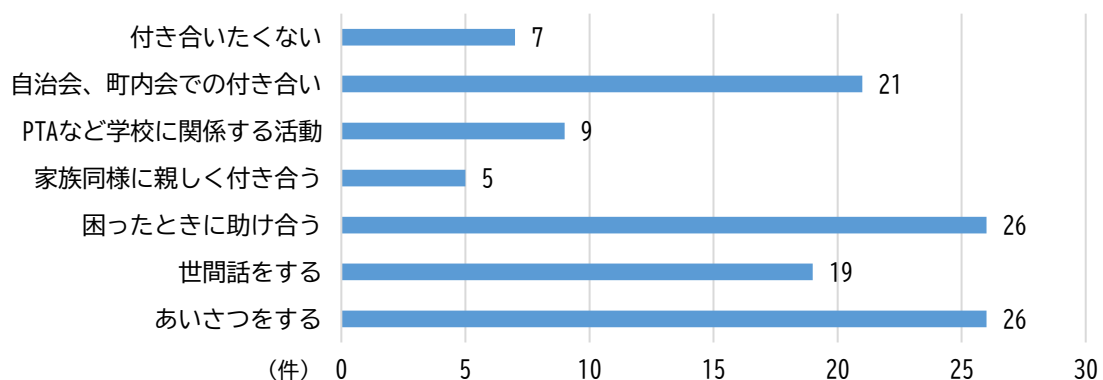
「近所に住んでいない」「付き合いがない」の順で最も回答が多く、本アンケートに回答している日本人市民は外国人市民との付き合いがあまりない人が多いことが予想されます。一方で「PTAなど学校に関係する活動での付き合いがある」「国際交流イベントなどでつきあいがある」などの回答もあり、外国人市民との付き合いに個人差があることが分かります。



「あなたは近所の外国人とどんなお付き合いがありますか」回答

3 近所の外国人と希望するお付き合い

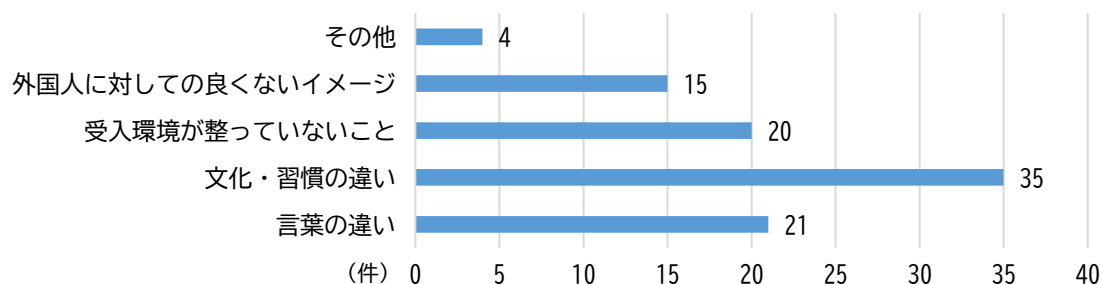
「あいさつをする」と「困ったときに助け合う」の回答が最も多く、「自治会、町内会での付き合い」「世間話をする」がその次に続きます。日常的な触れ合いや、問題が起きた時に日本人市民・外国人市民ともに解決のために協力できる関係を望む傾向にあります。一方で「付き合いたくない」とする意見も7件ありました。



「あなたは近所の外国人とどんなお付き合いをしたいですか」回答

4 外国人市民と共生するうえでの課題

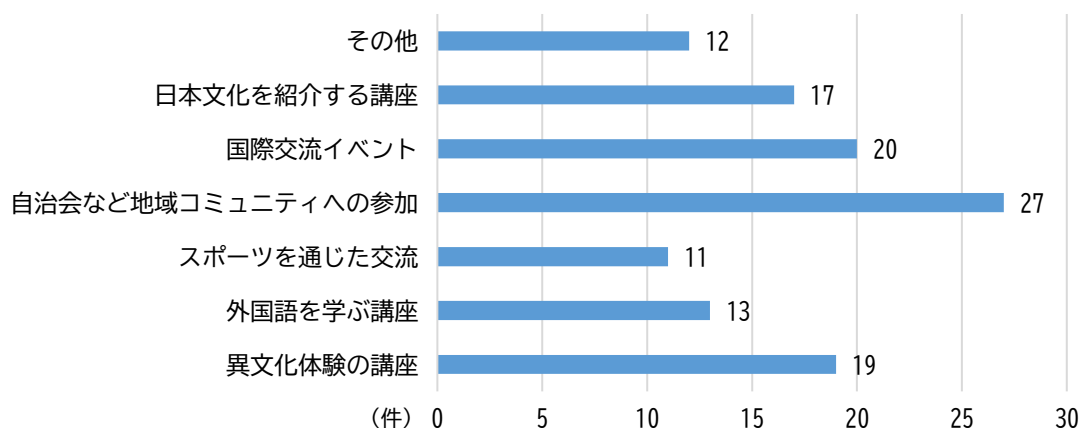
「文化・習慣の違い」が35件と最も多く「言葉の違い」「受入環境が整っていないこと」がほぼ同数選択されました。「外国人に対しての良くないイメージ」が回答全体の3割を占めており、外国人市民の存在やその活躍を地域の日本人市民に意識的に伝え、地域全体で理解し受け入れていく必要性が示されました。



「外国人市民と共生するうえで、課題は何だと思えますか」回答

5 相互に理解を深めるために必要な機会

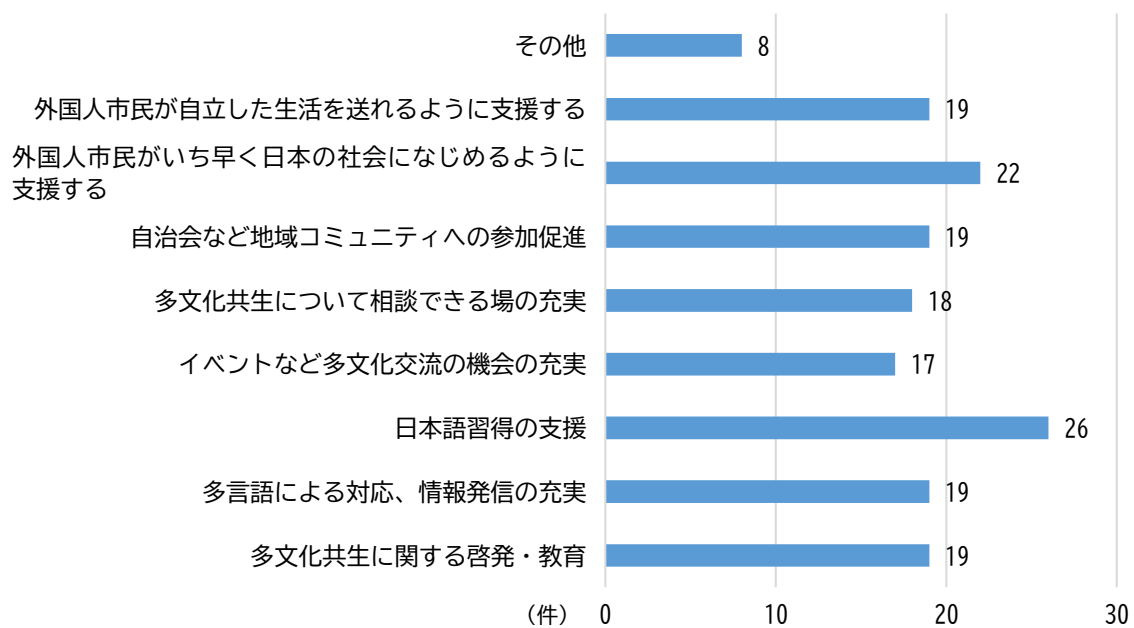
外国人市民及び日本人市民が互いに認め理解するために必要な機会としては「自治会など地域コミュニティへの参加」「国際交流イベント」「異文化体験の講座」「日本文化を紹介する講座」の順に回答が多くなりました。自治会や日本文化の紹介などで日本の地域社会のコミュニティを外国人市民に理解してもらうほか、異文化体験の講座や外国語を学ぶ講座など、日本人市民が外国人市民に対し興味関心をもち歩み寄るといふ双方の意見がありました。



「相互に理解を深めるためには、どんな機会が必要だと思えますか」回答

6 市が力を入れるべき施策

「日本語習得の支援」が最も多い回答となりましたが、「外国人市民がいち早く日本の社会になじめるように支援する」「多文化共生に関する啓発・教育」「多言語による対応、情報発信の充実」等、ほかの項目もほぼ同数の回答となっており、いずれの施策も同等に力を入れるべきとする結果となりました。



「市が力を入れるべき施策は何だと思えますか」回答

4 前回計画の取組成果

本市では、平成 24（2012）年度から令和 3（2021）年度を計画期間とする「上尾市多文化共生推進計画」を策定し、基本理念を「おもいやりの心でつなぐ人とひと」と掲げ、「気持ちのつながるコミュニケーションづくり」「安心して生活できる社会づくり」「違いや文化を認め合う地域づくり」の 3 つの基本目標に基づき、多文化共生施策を展開してきました。これまでの取組の一例は次のとおりです。

基本目標 1 「気持ちのつながるコミュニケーションづくり」

①取組内容「外国人市民向け相談窓口の拡充」

毎週月曜日に 4 か国（英・中・スペイン・ポルトガル）語での相談をハローコーナーで実施しています。平成 31（2019）年度から土曜日も開設し、平日に来庁が困難な外国人市民へのサービスを拡充しました。また、令和 3（2021）年 8 月から毎月第 4 土曜日に聖学院大学と連携し、ベトナム語での相談も開始しました。

②取組内容「ウェルカムフォルダーの配布」

転入した外国人市民に「ウェルカムフォルダー」（ごみの出し方や外国人市民向け相談窓口の案内等様々な生活情報が入ったフォルダー）を配布しています。4 か国（英・中・スペイン・ポルトガル）語での配布に加え、平成 30（2018）年度には「家庭ごみ・資源の分別と出し方マニュアル」のベトナム語版の配布、令和 2（2020）年度には「あげおくらしのガイド」のベトナム語版の配布を始めました。

基本目標 2 「安心して生活できる社会づくり」

①取組内容「ボランティアによる通訳サービスの提供」

ボランティアに協力いただき、行政手続のほか、学校、保育所などでの相談について通訳サービスを提供するものです。令和元（2019）年 6 月から通訳・翻訳ボランティアの受付を開始し、令和 3（2021）年 4 月現在において英語・中国語・韓国語・スペイン語・イタリア語をはじめとする言語に対応可能な方が 29 名登録されています。令和元（2019）年 6 月から令和 2（2020）年度にかけて 8 件のボランティア派遣申請を受け、10 名のボランティアが活動しました。

②取組内容「国民健康保険・国民年金の個別対応の充実」

外国人市民が、必要なサービスを確実に享受できるよう、転入時に国民健康保険や国民年金の制度について、外国人市民向けのパンフレットを配布しているほか、電話通訳サービスを活用して個別に対応しています。

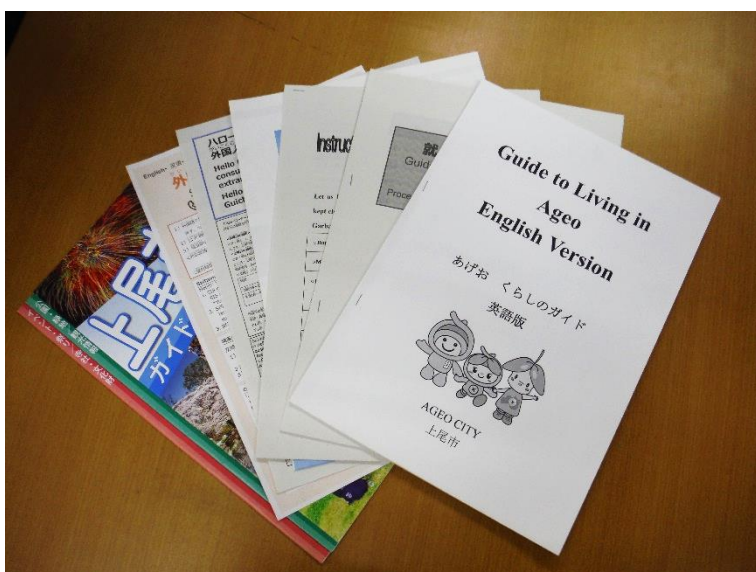
基本目標3「違いや文化を認め合う地域づくり」

①取組内容「外国人市民を講師とした各種講座の開催」

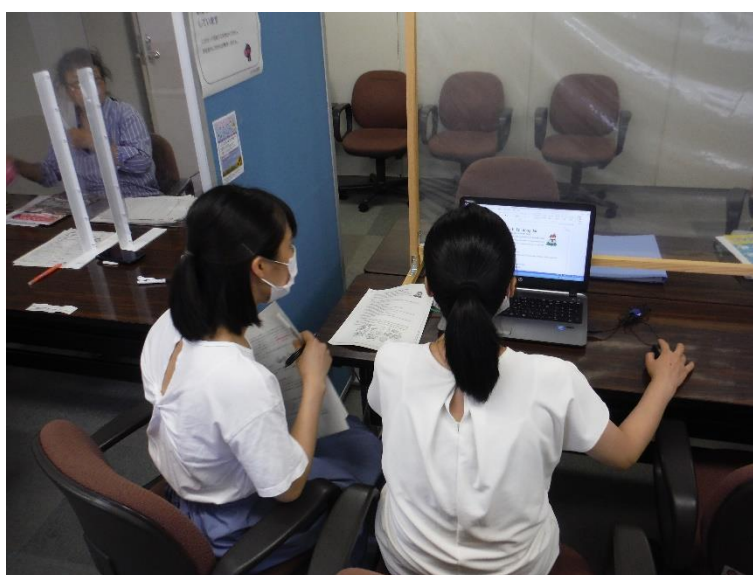
外国人市民を講師とした人権講座や外国文化の紹介講座を開催しています。令和2（2020）年度には外国の家庭料理の紹介や、外国の文化、民芸品に触れる講座を実施しました。

②取組内容「ホームステイ受け入れ事業の充実」

埼玉県の「ワンナイトステイ事業」において、世界各国で日本語を教えている外国人の教師のホームステイを受け入れる家庭を登録し、随時受入をお願いしています。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業は行われませんでした。平成30（2018）年度には5件、平成31（2019）年度には4件の受入を斡旋しました。



「ウェルカムフォルダー」



ハローコーナーのベトナム語相談の様子

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1 基本理念

多文化共生社会の形成のため、目指し続けるべき目標として、次のとおり基本理念を定めます。

互いを尊重し、ともに支え未来を描く多文化共生のまちづくり

国籍や言語、習慣や文化がそれぞれ異なる人々が、互いに認め合い尊重しながら、地域社会を構成する一員としてともに支え合い、希望ある未来を描きながら活躍できるまちづくりを目指します。

2 基本目標

基本理念を実現するため、次のとおり3つの基本目標を定め、取り組んでいきます。

(1) 安心して暮らせるまち

情報の多言語対応や相談体制の充実など、コミュニケーション支援を図ります。

また、安心して日々の生活が送れるよう、医療・福祉分野や外国籍の子どもに対する教育にかかる環境整備などを進めるとともに、災害への備えとして、平時及び災害発生時における支援を強化します。

(2) 活躍できるまち

人口減少が見込まれる中、外国人市民の年齢構成が若いこと等を背景に、外国人市民が、今後の地域社会を支える重要な担い手として活躍できるよう、事業者への支援や就労に関する支援などを進めます。

(3) 助け合い、発展するまち

多様な文化や価値観を理解し、互いに認め合い助け合う意識の醸成を図るとともに、学校や地域における交流の機会を提供し、多文化共生に関する理解を深めます。

3 SDGs との関連性

平成 27 (2015) 年の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この 2030 アジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標 (SDGs)」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。本計画も、この「持続可能な開発目標 (SDGs)」を踏まえ、多文化共生の地域づくりを推進していきます。

SDGs の 17 のゴール			
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終 止符を打つ</p>	 <p>2 飢饉をゼロに</p>	<p>2 飢饉をゼロに</p> <p>飢饉に終止符を打ち、食料の安定確保と 栄養状態の改善を達成するとともに、持 続可能な農業を推進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活 を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い 教育を提供し、生涯学習の機会を促進す る</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性 と女児のエンパワメントを図る</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持 続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能 かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確 保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ 持続可能な経済成長、精算的な完全雇用 およびディーセント・ワーク（働きがい のある人間らしい仕事）を推進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可 能な産業化を推進するとともに、技術革新 の拡大を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱 かつ持続可能にする</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保 する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊 急対策をとる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向け て保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な 利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠 化への対処、土地劣化の阻止および逆転、 ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な 社会を推進し、すべての人に司法へのア クセスを提供するとともに、あらゆるレ ベルにおいて効果的で責任ある包摂的な 制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化 し、グローバル・パートナーシップを活性 化する</p>		

4 計画の体系

理念・目標・施策を次のとおり構成します。

基本理念	基本目標	基本方針	施策	
互いを尊重し、ともに支え未来を描く多文化共生のまちづくり	1 安心して暮らせるまち	1 コミュニケーション支援	1 生活に必要な情報の多言語対応	
			2 日本語学習の機会提供	
			3 相談体制の充実	
		2 生活支援	1 子どもが安心して教育を受ける環境整備	
			2 医療・保険・子育てにかかる環境整備	
			3 日常生活にかかる環境整備	
		3 災害への備え	1 災害時等における情報伝達手段・支援体制の整備	
			2 防災意識の啓発	
		2 活躍できるまち	1 地域経済の担い手	1 事業者への支援の充実
	2 就労支援の充実			
	2 地域コミュニティの担い手		1 地域の担い手である外国人市民の活躍の促進	
	3 多文化共生の担い手		1 多文化共生の担い手への支援と養成	
	3 助け合い、発展するまち		1 意識啓発	1 多文化共生についての意識啓発
			2 交流の促進	1 交流機会の提供
		3 地域活性化の推進	1 外国人による本市のPR	

第4章 各施策と取組内容

施策と取組内容における「新規・継続区分」の区分けは以下のとおりです。

継続…前回計画と同様に実施する取組。

拡充…前回計画から引き続き行うとともに、内容を発展させた取組。

新規…本計画にて初めて取り組む項目。

基本目標1 安心して暮らせるまち

基本方針1 コミュニケーション支援



(1) 現状と課題

外国人市民を対象に行ったアンケートの結果によると、生活に必要な情報の入手先は日本人の友人・知人や一緒に住む家族、職場や学校の上司・同僚・先生の順に多く、ハローコーナーニュースや広報あげお、本市のウェブサイト等市の刊行物を回答した割合は全体のおよそ10%にとどまっています。また、外国人市民向けのサービスにおいては、ハローコーナーや広報あげお「ハイライツ」、AGA日本語教室等複数の選択肢があるにも関わらず、「どれも知らない」の回答割合が43%と最も高い結果となり、認知されていない状況が明らかになりました。

外国人市民の国籍の多様化が進み、ベトナム語やネパール語などをはじめとする多様な言語への対応が求められます。本市では令和2(2020)年度に電話通訳サービスを導入し、行政の窓口で12言語での対応が可能となっています。

生活に必要な情報にアクセスし、地域の方々とともに豊かな生活を送るためには日本語でのコミュニケーションが重要となります。外国人市民アンケートにおいて、日本語がほとんどできない外国人市民の80%が日本語を学びたいと答えていたことから、日本語学習への意欲の高さがうかがえます。日本語教室は地域の日本語ボランティアなどに支えられており、持続的な活動を進めるためにボランティア向けの定期的な研修などが求められます。

(2) 施策と取組内容

施策1 生活に必要な情報の多言語対応

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
1	広報誌の多言語対応等の充実	ハイライツ（「広報あげお」の内容を英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語に翻訳したコーナー）の掲載や視覚的に分かりやすい情報の提供を行います。	継続	広報広聴課 市民協働推進課
2	SNSを活用した生活情報の提供	SNSを積極的に活用した外国人市民向けの生活情報の提供方法を検討します。	継続	広報広聴課 市民協働推進課
3	通訳サービスの提供	各所属（学校・保育所等を含む）において、ボランティアによる通訳サービス及び電話通訳サービスを提供します。	継続	市民協働推進課

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
4	ICTを活用した翻訳サービスの提供	スマートフォン等のアプリをはじめ、ICTを積極的に活用した翻訳サービスを提供します。	新規	市民協働推進課
5	多言語・やさしい日本語のためのガイドライン作成	行政文書や刊行物等の多言語・やさしい日本語対応を幅広く進めていくため、ガイドラインを作成します。	新規	市民協働推進課

指 標 名	現状値	目標値
通訳サービスの提供件数	35 件 (令和 2 年度)	70 件 (令和 8 年度)

施策 2 日本語学習の機会提供

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
6	日本語ボランティアへの支援	研修の実施や国・県などからの情報提供等、日本語ボランティアへの支援を強化し、質の向上に努めます。	継続	市民協働推進課 AGA
7	日本語教室の充実	ニーズを踏まえた日本語学習環境の整備に努めます。	拡充	市民協働推進課 生涯学習課 AGA
8	日本語教室の効果的な周知	SNS等を積極的に活用した日本語教室の周知を行います。	新規	市民協働推進課

指 標 名	現状値	目標値
日本語教室の参加者数	1,138 人 (平成 31 年度)	1,138 人 (令和 8 年度)

※令和 2 年度の参加者数（202 人）は新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、現状値は平成 31 年度の参加者数としています。

施策 3 相談体制の充実

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
9	外国人市民向け相談窓口の充実	引き続き、ハローコーナーを運営するとともに、相談対応可能な言語の拡充を検討します。	継続	市民協働推進課

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
10	外国人市民に対応できる職員の育成	外国語で対応できる職員を把握し、協力体制を構築します。また、多言語・やさしい日本語での対応等の庁内研修の実施や自主研修の支援を検討します。	拡充	職員課 市民協働推進課
11	新たな相談手法の検討	他自治体の先行事例や相談者のニーズを踏まえ、オンライン相談などの新たな相談のあり方を検討します。	新規	市民協働推進課

指 標 名	現状値	目標値
外国人市民向け相談窓口のオンライン相談件数		10件 (令和8年度)

※令和4（2022）年度から新たに取り組むため現状値はありません。

基本目標1 安心して暮らせるまち

基本方針2 生活支援



(1) 現状と課題

外国人児童・生徒においては、日本語の習得状況による学習の遅れや、母語の能力・日本語の能力がともに不足していることが進路選択に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

保険・福祉サービス、税金や年金制度の仕組みは外国人市民にとって複雑であり、母国の制度との違いから理解が困難であるという現状があります。また、言葉が通じないことを理由に各種行政サービスを受けられないことが懸念されます。医療・年金制度のほか、新型コロナウイルス感染症等の感染症に関する情報などの多言語・やさしい日本語対応を推進していく必要があります。

本市では、生活に役立つ情報として日常生活に必要な事柄をまとめた「あげおくらのガイド」の英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・ベトナム語版を作成し、必要とする外国人市民に配布しています。誰もが安心して日常生活を送れるよう、国籍の多様化に合わせた言語の追加が求められます。

(2) 施策と取組内容

施策1 子どもが安心して教育を受ける環境整備

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
12	「取り出し指導」の充実	児童・生徒の個性を生かした効果的な指導方法を研究し、全ての対象者に日本語指導職員を派遣します。	継続	学務課
13	進学に向けた進路指導	外国人市民向けの高校進学ガイダンス事業の活用等、適切な進路指導を行います。	継続	指導課

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
14	乳幼児等の育成支援	保育所や放課後児童クラブでは、必要に応じてやさしい日本語やローマ字の使用で対応します。また、通訳ボランティアの活用を図ります。	継続	保育課 青少年課
15	国際理解教育の指導方法に係る研修の充実	国際理解教育の指導力向上を目指し、教員を対象とした ALT とのチームティーチング（共同授業）や夏期研修を行います。	継続	指導課
16	学習支援活動、日本語補習の実施	関係団体と連携し、就学直後の外国人児童・生徒に対する学習補助を検討します。	新規	市民協働推進課 聖学院大学 AGA

指 標 名	現状値	目標値
AGA 子ども教室参加者数	103 人 (平成 31 年度)	160 人 (令和 8 年度)

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて開催を中止したため、現状値は平成 31 年度の参加者数としています。

施策 2 医療・保険・子育てにかかる環境整備

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
17	子育て情報の多言語化	妊娠・出産・育児を行う外国人市民に対し、子育てに関する情報を多言語で提供します。	継続	子ども支援課 子ども家庭総合支援センター 健康増進課
18	感染症流行時における多言語での情報提供	感染症流行時には、ワクチン接種等に関する情報を多言語化し、遅滞なく提供します。	継続	健康増進課
19	国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療の多言語等対応の充実	国民健康保険や国民年金について多言語等で対応します。また、新たに後期高齢者医療についても対応を検討していきます。	拡充	保険年金課
20	多言語対応可能な医療機関の情報提供	多言語対応可能な医療機関の情報を必要に応じて提供します。	新規	健康増進課 市民協働推進課
21	介護保険制度の多言語等対応の充実	介護保険制度について多言語等で対応します。	新規	高齢介護課

指 標 名	現状値	目標値
外国人市民アンケートで医療についての心配と困りごとが「ある」と回答した割合	43.3% (令和2年度)	40% (令和8年度)

施策3 日常生活にかかる環境整備

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
22	暮らしに関する図書資料の充実	外国語の資料や、外国語による日本紹介資料の収集・提供に努めます。	継続	図書館
23	転入時における多言語化した生活情報の提供	転入した外国人市民に対し、多言語化した生活情報をまとめた「ウェルカムフォルダー」を配布します。	継続	市民協働推進課
24	外国人市民のための勉強会の実施	日本の税金や年金制度等の講座を、やさしい日本語や通訳を介して実施します。	継続	市民協働推進課 AGA
25	「埼玉県多文化共生キーパーソン」制度の活用	「埼玉県多文化共生キーパーソン」制度を活用し、地域と連携を取りながら外国人市民の生活を支援します。	継続	市民協働推進課
26	子ども向け事業の開催	AGA 主催の子ども向け企画（子ども教室、AGA サロン、あげおワールドフェア）、子ども向け体験教室を実施します。	継続	生涯学習課 AGA
27	外国人市民向けごみの出し方の周知	希望する市民に対してごみ集積所への多言語の看板を配布するほか、ごみの出し方を周知する取組を検討します。	新規	生活環境課 西貝塚環境センター
28	多文化情報コーナーの設置	多言語化された行政の各種資料・パンフレット等を自由に閲覧できるコーナーを設置します。	新規	市民協働推進課

指 標 名	現状値	目標値
外国人市民のための勉強会に参加した人の満足度		80% (令和8年度)

※令和4（2022）年度から新たにアンケートを実施するため、現状値はありません。

基本目標1 安心して暮らせるまち

基本方針3 災害への備え



(1) 現状と課題

外国人市民を対象に行ったアンケートでは「私が住んでいるところで、起きる災害はどんなものかわからない」「災害が起きたときに、どんな行動をとればよいかわからない」等、在留資格や日本語能力に関わらず災害・防災について心配があることがわかりました。

海外には地震や津波などの災害が想定されていない国もあり、地震や台風などの自然災害に対する知識や経験が少ないため、緊急時への備えが十分ではない方もいます。また、自治会や近隣住民とのつながりが少なく、地域で行われている防災訓練などへ参加できていないという課題もあります。また近年では気象災害が激甚化しており、外国人市民を交えた防災教室の開催や、「防災ガイドブック」及び「水害ハザードマップ」の普及に努め、災害の恐ろしさや日頃の備えの大切さを伝えていく必要があります。

また、災害時に外国人市民も被災者を支援する立場として活動できるよう協力体制を整えていくことが求められています。

(2) 施策と取組内容

施策1 災害時等における情報伝達手段・支援体制の整備

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
29	避難所における多言語・やさしい日本語による情報提供	避難所における情報について、多言語・やさしい日本語で対応します。	継続	危機管理防災課 市民協働推進課
30	外国人市民からの救急・消防通報への対応力の向上	三者同時通訳や翻訳アプリを活用し、外国人市民からの通報時や現場での対応力の向上に努めます。	新規	指令課
31	災害・防災情報の多言語・やさしい日本語での提供	国や県等から提供される災害関係の多言語化された情報を、迅速に外国人市民に提供します。	新規	危機管理防災課 市民協働推進課
32	多言語支援センター運営訓練の実施	災害時の外国人市民支援を目的とした講習会と訓練を実施します。	新規	危機管理防災課 市民協働推進課
33	指定避難所標識のピクトグラム対応	外国人市民でも容易に理解できるよう、指定避難所標識にピクトグラムを表記します。	新規	危機管理防災課

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
34	避難所における外国人市民の支援マニュアルの作成	避難所等に避難した外国人市民に対し、適切な支援を行うためのマニュアルを作成します。	新規	危機管理防災課 市民協働推進課
35	外国人市民による災害時の支援活動	日本の生活習慣や文化に理解が深い留学生をはじめとする外国人市民が、外国人被災者への通訳・翻訳支援等、避難所における支援活動で活躍できるよう検討します。	新規	危機管理防災課 市民協働推進課 聖学院大学

指 標 名	現状値	目標値
災害時の外国人多言語支援センター運営訓練に参加した人数	17人 (令和2年度)	30人 (令和8年度)

施策2 防災意識の啓発

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
36	「防災ガイドブック」及び「水害ハザードマップ」の多言語化	避難場所や災害リスクを可視化した「防災ガイドブック」及び「水害ハザードマップ」を多言語で提供します。	拡充	危機管理防災課 市民協働推進課
37	外国人市民向け防災事業の実施	地震や洪水等、日本の災害について外国人市民が事前に把握できるよう、地域の防災教室・イベントでの防災啓発を検討します。	新規	危機管理防災課 市民協働推進課
38	防災訓練への外国人市民の参加促進	自治会や自主防災組織などと連携し、災害時に必要な知識を習得できる訓練への外国人市民の参加を促します。	新規	危機管理防災課 市民協働推進課

指 標 名	現状値	目標値
外国人市民が参加した市が主催する防災訓練数		1回 (令和8年度)

※令和4(2022)年度から新たに取り組むため現状値はありません。

基本目標2 活躍できるまち

基本方針1 地域経済の担い手



(1) 現状と課題

少子高齢化が進み生産年齢人口が減少傾向にあり、様々な分野において人手不足が深刻化しています。このような状況を踏まえ、国においては新たな在留資格「特定技能」を創設するなど、人材確保に向けた積極的な外国人材の活用に取り組んでいます。特に高齢化の進展等に伴い要請が高まっている介護分野においては、平成29（2017）年に在留資格として「介護」が創設されたことを受け、外国人介護従事者の積極的な活用が進められています。外国人介護従事者が介護現場において円滑に就労・定着できるよう、住居等の生活環境の支援や外国人市民を巡る地域市民の理解の促進が求められています。

また、働く意欲のある外国人市民に対し、市の窓口における相談対応のほか、就労に関する情報を積極的・効果的に提供する必要があります。

(2) 施策と取組内容

施策1 事業者への支援の充実

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
39	セミナーの開催や情報提供	在留資格制度や採用までの流れの説明を行うセミナーを開催します。また、国や県等からの情報を、必要に応じ各事業者に提供します。	新規	商工課
40	経営に関する相談対応	労務管理や人材教育の方法などをはじめ、企業の経営状態について調査・分析・アドバイス等を行います。	新規	商工課
41	介護事業所への支援	技能実習生を雇用する介護事業所に対し、市が住居の紹介や生活に不可欠な備品等を支援します。	新規	高齢介護課

指 標 名	現状値	目標値
技能実習生の居住支援を行った介護事業所数	0 か所	3 か所 (令和8年度)

※令和3（2021）年度からの新規事業のため、現状値は令和3（2021）年12月1日現在の数値を記載しています。

施策2 就労支援の充実

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
42	国や県等と連携した情報提供	求職者や留学生の国内就職支援をはじめとする情報を広く周知します。	新規	市民協働推進課 商工課
43	就労に関する相談対応及び関係機関との連携	市の相談窓口における対応のほか、ハローワークや県の就労支援機関等と連携し、就労を希望する外国人市民に適切な支援を行います。	新規	商工課

指 標 名	現状値	目標値
外国人市民アンケートで「市から欲しい支援」について「就職活動のための相談窓口」と回答した割合	23.8% (令和2年度)	20% (令和8年度)

基本目標2 活躍できるまち

基本方針2 地域コミュニティの担い手



(1) 現状と課題

本市における外国人市民は平成25(2013)年から増加の傾向にあり、令和3(2021)年4月には全人口に占める外国人市民の割合が1.7%(58人に1人が外国人市民)となりました。また外国人市民は25歳から29歳が最も多く、20歳から49歳までで全外国人市民人口の67.7%を占めており、若年層を中心とした年齢構成となっています。このような状況を背景に、外国人市民が今後の地域社会を支える重要な担い手として活躍できることが期待されています。

(2) 施策と取組内容

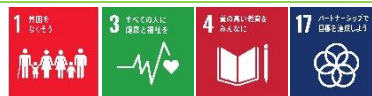
施策1 地域の担い手である外国人市民の活躍の促進

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
44	自治会・PTAへの外国人市民の加入と定着の促進	転入した外国人市民に対し、自治会への加入に繋がる仕組みを検討します。また、PTAの役員の案内について多言語化等を検討します。	新規	市民協働推進課
45	外国人市民キーパーソンの発掘	地域の外国人市民コミュニティの中心となり、情報の周知等、市の多文化共生事業に協力できる人の発掘に取り組みます。	新規	市民協働推進課 AGA

指 標 名	現状値	目標値
自治会の役員(班長以上)に外国人市民がいる自治会数	11団体 (令和2年度)	16団体 (令和8年度)

基本目標2 活躍できるまち

基本方針3 多文化共生の担い手



(1) 現状と課題

本市では、ボランティア団体の活動紹介や国際交流を進める「あげおワールドフェア」、日本語学習を希望する外国人市民へボランティアが日本語教育を行う日本語教室等、海外交流、日本語教育、地域の交流など各種分野にわたり、ボランティア団体が活発な活動をしています。

また、本市では行政サービスを提供するにあたり、多文化共生ボランティアや通訳・翻訳ボランティアの方々のご協力のもと、多言語での通訳・翻訳サービス等を行っています。今後も引き続きボランティアの方々との連携を図るとともに、ボランティアとしての参加と一層の活躍を支援する必要があります。

(2) 施策と取組内容

施策1 多文化共生の担い手への支援と養成

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
46	上尾市国際交流協会（AGA）への支援	引き続き、財政的支援や、市HP・「広報あげお」への掲載等必要な支援を行います。	継続	市民協働推進課
47	各種ボランティアの新規登録の促進・養成及び連携	多文化共生ボランティアや通訳・翻訳ボランティアの新規登録者の呼びかけ、ボランティアを必要とする部署とボランティアの調整等を行います。	新規	市民協働推進課

指 標 名	現状値	目標値
通訳・翻訳ボランティアの登録者数	29人 (令和2年度)	40人 (令和8年度)



多文化共生ボランティア講座の様子

基本目標3 助け合い、発展するまち

基本方針1 意識啓発



(1) 現状と課題

日本人市民アンケートにおいて、外国人市民が増加することに対し「好ましい」「どちらかといえば好ましい」と回答した割合は52%、「あまり好ましくない」「好ましくない」と回答した割合は31%と、外国人市民の増加に対しプラスのイメージを抱いている日本人市民が多い一方で、マイナスのイメージを抱いている方もみられました。外国人市民への固定観念があることも想定されることから、それらの意識を変えていく必要があります。

教育現場での国際交流のほか、イベント等を通じて、子どもから大人まで全ての市民が多文化共生への理解を深める取り組みが求められています。

(2) 施策と取組内容

施策1 多文化共生についての意識啓発

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
48	小・中学校での国際理解教育に関する授業の充実	総合的な学習の時間に、地域に住む外国人市民の方を講師として国際理解教育に関する授業を行います。	継続	市民協働推進課 指導課
49	海外ボランティアとの情報共有	海外各地に派遣されるJICAボランティアの活動や、海外の暮らしについて市HP等にて広く市民に周知します。	継続	市民協働推進課
50	「あげおヒューマンライツミーティング21」の開催	人権講演や、関係団体による交流事業を開催し、外国人の人権について理解を深める機会を提供します。	継続	人権男女共同参画課 AGA
51	多文化共生に関する情報の提供	企業を対象とした研修などの機会に、人権に関する講演等を通じて情報提供します。	継続	人権男女共同参画課 商工課
52	多文化共生に関する出前講座の実施	希望する市民・団体に対して市職員が多文化共生に関する出前講座を実施します。	新規	市民協働推進課
53	活躍する外国人市民のPR	市内で様々な分野において活躍する外国人市民を、市HP等で紹介します。	新規	市民協働推進課

指 標 名	現状値	目標値
日本人市民アンケートで外国人市民が増加することが「好ましくない」と答える日本人市民の割合	20% (令和2年度)	15% (令和8年度)

基本目標3 助け合い、発展するまち

基本方針2 交流の促進



(1) 現状と課題

「近所の日本人（外国人）とどんな付き合いをしたいですか」というアンケートに対し、「近所の人と親しくしたい」「あいさつをする」等何らかのお付き合いを望む回答が、外国人市民アンケート・日本人市民アンケート双方において8割を超えました。外国人市民及び日本人市民ともに、お互いに交流を深めていきたいとの思いが表れています。お互いが知り合う機会を創出し、交流と連携を深めながら地域社会の一員として主体的にまちづくりに参画し、お互いの知識や能力が発揮できる地域づくりが求められています。

(2) 施策と取組内容

施策1 交流機会の提供

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
54	各種講座の開催	公民館を会場に、外国人市民を講師とした自国文化の紹介に関する講座を実施します。	継続	市民協働推進課 生涯学習課 AGA
55	ALTの活用	外国語の授業にとどまらず、音楽や国語・総合的な学習の時間等においても児童・生徒がALTと触れ合い、国際感覚を身に着けられるように努めます。	継続	指導課
56	中学生海外派遣研修の実施	本市と友好関係協定を結ぶオーストラリアのロッキャーバレー市へ、市内の各中学校から2名ずつ生徒を派遣します。	継続	指導課
57	「あげおワールドフェア」の充実	市内活動団体や海外ボランティア経験者・外国人市民が日本語スピーチや民芸品の販売等を行い、市民との交流を深めます	継続	市民協働推進課 AGA
58	ホームステイ受入事業の実施	埼玉県と国際交流基金日本語国際センター等によるワンナイトステイ事業に協力し、自宅に研修生を受け入れる日本人市民の登録者の受付、受入案内を行います。	継続	市民協働推進課
59	SNSを活用した新たな交流の検討	SNSを活用し、外国人市民が情報交換できるプラットフォームの構築を検討します。	新規	市民協働推進課

指 標 名	現状値	目標値
「あげおワールドフェア」の来場者数	3,000人 (平成31年度)	3,500人 (令和8年度)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて開催を中止したため、現状値は平成31年度の来場者数としています。

基本目標3 助け合い、発展するまち

基本方針3 地域活性化の推進



(1) 現状と課題

外国人市民を支援の対象として捉えるだけでなく、外国人としての視点や感性により、本市の魅力を積極的・主体的に発信することで、地域の魅力の向上・活性化につながることを期待されます。

(2) 施策と取組内容

施策1 外国人による本市のPR

No.	取組	内容	新規・継続区分	担当課
60	SNS を活用した魅力の発信	本市のイベント等を行う際に、SNS を活用した積極的な情報発信を促します。	新規	広報広聴課 市民協働推進課 AGA
61	ALT による魅力の発信	市内小中学校に勤務する ALT と連携し、学校生活や日本での体験等を発信します。	新規	指導課

指 標 名	現状値	目標値
外国人市民による SNS での発信件数		80 件 (令和 8 年度)

※令和 4 (2022) 年度から新たに取り組むため現状値はありません。



あげおワールドフェアの様子

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内における推進体制

施策の実施にあたっては、総合的かつ体系的な推進のため、市の関係課が連携して外国人市民の実態把握及び課題抽出に努めるとともに、関係機関との協働のもとで推進します。

(2) 関係機関・地域との連携

多文化共生の推進に向けた取組は、国や県、埼玉県国際交流協会、上尾市国際交流協会、市民(日本人市民、外国人市民)や企業等、様々な立場の担い手がそれぞれの役割に応じて実施しています。引き続き、これらの関係機関や地域と積極的に連携しながら多文化共生のまちづくりを進めます。

2 計画の進捗管理

本計画で示す施策・取組の進捗状況は、PDCA サイクル（計画、実行、評価、改善）により、点検と評価を行い、必要に応じて見直ししながら、課題の整理や改善に努めます。

取組の進捗状況については、ホームページ等を通じて公表していきます。

関連資料

上尾市多文化共生推進計画策定委員会条例

(令和2年3月26日条例第9号)

(設置)

第1条 多文化共生事業を計画的に推進する上で必要な事項を調査審議し、上尾市多文化共生推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、上尾市多文化共生推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、多文化共生事業の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 多文化共生に関し知識又は経験を有する市民で、公募により選考したもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、推進計画の策定に係る調査審議が終了したとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(この条例の失効)

3 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議設置規程

(令和2年5月13日訓令第17号)

(設置)

第1条 上尾市多文化共生推進計画（上尾市多文化共生推進計画策定委員会条例（令和2年上尾市条例第9号。第6条第1項において「条例」という。）第1条に規定する推進計画をいう。以下「推進計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進計画の案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、多文化共生事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる課に属する職員のうちから、それぞれ当該課の課長が指名した者をもって充てる。

3 委員は、指名された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(報告)

第6条 検討会議は、推進計画の案を作成したときは、その内容を条例第1条の上尾市多文化共生推進計画策定委員会（以下この条において「委員会」という。）に報告しなければならない。

2 検討会議は、委員会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、推進計画の案の作成に関しその進捗状況を委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定による報告の結果に基づき、委員会が検討会議に対し推進計画の案の内容に関し指示を行ったときは、検討会議は、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度委員会に報告しなければならない。

(関係機関等との協議)

第7条 検討会議は、その所掌事務を遂行するに当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第8条 検討会議は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、市民生活部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

総務部危機管理防災課 子ども未来部子ども支援課 子ども未来部保育課 健康福祉部健康増進課 市民生活部保険年金課 環境経済部商工課 教育委員会事務局教育総務部生涯学習課 教育委員会事務局学校教育部指導課

計画策定の経過

会 議	開催日	議 題
第1回	令和2年6月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上尾市多文化共生推進計画策定委員会委員委嘱式 2. 委員及び事務局紹介、委員長・副委員長の選出 3. 市の現状 4. 現行計画（平成24年～令和3年）の進捗 5. アドバイザーによる講演 6. 意見交換
第2回	令和3年2月4日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民アンケートの結果報告 2. 国の動向、他自治体の取組の例 3. 課題と対応策についてディスカッション
第3回	令和3年4月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本目標、基本方針、施策について 2. 推進体制、進捗評価について
第4回	令和3年6月4日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本理念について 2. 基本目標1「安心して暮らせるまち」
第5回	令和3年8月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本目標2「活躍できるまち」 2. 基本目標3「助け合い、発展するまち」
第6回	令和3年10月15日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上尾市多文化共生推進計画（素案）について 2. その他
第7回	令和3年11月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上尾市多文化共生推進計画（素案）について 2. 追加指標について 3. 庁内照会の結果について 4. SDGs と用語集について
第8回		

上尾市多文化共生推進計画策定委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	氏名	委員区分	役職
1	岡村 佳代	1号委員（学識経験を有する者）	委員長
2	関本 正弘	2号委員（各種団体を代表する者）	副委員長
3	栗田 尚	2号委員（各種団体を代表する者）	
4	龍前 進	2号委員（各種団体を代表する者）	
5	八木 文子	2号委員（各種団体を代表する者）	
6	内山 昌樹	2号委員（各種団体を代表する者）	
7	石川 孝之	2号委員（各種団体を代表する者）	
8	萩原 聖彦	2号委員（各種団体を代表する者）	
9	入野 麻希	3号委員（公募により選考したもの）	
10	甌 明子 カテリーナ	3号委員（公募により選考したもの）	

アドバイザー	田村 太郎	ダイバーシティ研究所代表理事
--------	-------	----------------

(令和3年4月1日現在)

上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	氏名	所属	職名
1	鈴木 康仁	危機管理防災課	主任
2	金田 遼	子ども支援課	主事
3	須田 範子	保育課	主幹
4	渡邊 千春	健康増進課	保健師
5	新井 美里	保険年金課	主事
6	荒井 怜央	商工課	主任
7	安藤 千明	上尾公民館	主任兼社会 教育主事
8	杉崎 亮	指導課	副主幹

(令和3年4月1日現在)

用語解説

用 語		解 説	掲載箇所
あ行	AGA サロン	各国出身の講師を招き、その国の文化や歴史について話を聞く上尾市国際交流協会主催事業。	p29
	ALT (外国語指導助手)	Assisitant Language Teacher の頭文字。小学校や中学校などで授業を補助する外国語指導助手のこと。	p28、p36、p37
	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、IT に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。	p26
	SNS	Social Networking Service の略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。	p9、p25、p26、p36、p37
	あげおくらしのガイド	上尾市で生活する上で基本となる情報をまとめた便利帳。	p20、p27
	上尾市国際交流協会 (AGA)	上尾市民の地球市民としての意識向上を図るとともに、国際交流にかかわる個人及び団体の連絡調整並びに援助、そして市内在住の外国籍市民との交流並びに基本的人権の尊重を目的として、平成 8 (1996) 年に発足した団体。	p25、p26、p28、p29、p33、p35、p36、p37
	あげお市政出前講座	市民の主催する学習会等に市の職員を派遣するシステム。市職員の専門的な知識や技能・市政に関する説明を行い、生涯学習に対する市民の積極的な取組を促進することを目的にしている。	p35

用 語		解 説	掲載箇所
あ行	あげおヒューマンライツミーティング 21	人権尊重意識の普及・向上と、市民・団体相互の交流を促進するため、毎年、人権週間(12月4～10日)に合わせて開催している人権啓発イベント。	p35
	あげおワールドフェア	外国人市民と参加者が交流することで相互理解を深め、それぞれの地球市民意識を高めることを目的に、上尾市国際交流協会が主催するさまざまな国と地域の人々が集まる国際交流イベント。	p29、p34、p36、p37
	ウェルカムフォルダー	4言語(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)で作成したさまざまな生活情報が入ったフォルダー。平成30年度からベトナム語も一部新たに対応した。外国人市民が上尾市に転入した時に市民課窓口で配布を行っている。	p20、p21、p29
か行	子どもわくわく体験教室	人権教育の一つとして、子ども同士の交流や自然との触れ合いの中で、人としての温もりや思いやりを育む事業。	p29
さ行	JICA ボランティア	開発途上国支援や国際理解などを目的としたボランティア派遣事業。独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施。	p35
	埼玉県多文化共生キーパーソン	知事から委嘱を受け、地域の多文化共生を推進するため、行政情報などを外国人住民に提供したり、生活相談にも応じるなど、外国人住民と県や市町村などとの橋渡しとなる人。	p29
	在留資格	外国人が日本に入国して在留することを認める資格。	p1、p2、p4、p5、p7、p9、p12、p13、p15、p30、p32

用 語		解 説	掲載箇所
さ行	水害ハザードマップ	住民等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の水害に対応した浸水想定に基づき、これに応じた避難方法等を適切に周知するために各市町村が作成するものであり、降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される、洪水浸水想定区域及び想定される水深を表示した洪水浸水想定区域図に、避難所等の情報を表示している。	p30、p31
た行	多言語支援センター	災害時に多言語で情報提供することを主とした、被災地における外国人支援活動の支援拠点。国際関係課および国際交流協会、ボランティアなどによって構成される。	p30、p31
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	はじめに、 p1、p2、 p7、p16、 p19、p20、 p22、p23、 p24、p29、 p33、p34、 p35、p36、 p38、p40、 p41、p43、 p44、p45
	多文化共生ボランティア	多文化共生というコンセプトに則り、県内全域を対象とした様々なイベントに語学等を用いて協力するボランティア。	p34
	中学生海外派遣研修	毎年7～8月に、市立中学校3年生をオーストラリアのロッキンバレー市へ派遣する事業。	p9、p25、 p26、p36、 p37

用 語		解 説	掲載箇所
た行	通訳・翻訳ボランティア	上尾市在住・在勤・在学の18歳以上で、外国語から日本語及び日本語から外国語への通訳又は翻訳を行うボランティア。市の窓口等や災害時に通訳および翻訳を行う。	はじめに、p20、p34
	電話通訳サービス	日本語でのコミュニケーションが難しい外国人市民が来庁した際、職員と来庁者で受話器をやり取りし、電話越しに通訳を利用できるサービス。	p20、p25
	取り出し指導	児童・生徒に在籍学級以外の教室で行う指導。	p27
な行	日本語教室	日本語習得を目的とする外国人市民が日本人市民と共に日本語を学習する場。	p8、p25、p26、p34
	日本語指導職員	日本語指導を必要とする児童生徒に対して、日本語指導や日本の学校への適応指導などを行う職員。	p27
は行	ハイライツ	広報あげおの記事の一部を4言語（英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語）で表した、広報あげお巻末の外国人市民向け情報コーナー。	p10、p25
	ハローコーナー（外国人市民のための相談窓口）	5言語（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語）で外国人市民の様々な相談に応じる窓口。ベトナム語相談は令和3年度から対応を開始。	p10、p20、p21、p25、p26
	ハローコーナーニュース	ハローコーナーに寄せられた質問や外国人市民向けの生活情報を4言語（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語）でまとめた情報誌。HPへの掲載、公共施設に設置する他、希望者に郵送。	p10、p25
	ハローワーク	厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策として展開している窓口。	p33
	ピクトグラム	言葉を使わなくても意味が分かるようなシンプルな絵文字・絵を使った図表。	p30
	防災ガイドブック	主に地震や風水害などの自然災害に関し、発災直後の行動や災害への備えについて、イラストを交えて解説したもの。	p30、p31

用 語		解 説	掲載箇所
や行	やさしい日本語	難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。法律などのルール、在留や社会保険などの手続、災害・避難情報をはじめとする国や地方公共団体からのお知らせなどをはじめ、外国人市民が日本で安全・安心して生活するために必要な情報をやさしい日本語で広く知らせることが期待されている。	p26、p27、 p28、p29、 p30
わ行	ワンナイトステイ事業	埼玉県・国際交流基金日本語国際センターと協力し、海外からの研修生を市内の家庭で受け入れる事業。	p21、p36

第2次上尾市多文化共生推進計画

発行日 令和 4年 3月

発行 上尾市市民生活部市民協働推進課

住所 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-4597

F A X 048-775-0007

メール s53000@city.ageo.lg.jp

U R L <http://www.city.ageo.lg.jp/>